

方針	整理番号	H28担当課	重点プロジェクト(○)	モニタリング対象事業(★)	事業名	事業概要	平成26年度実績	平成27年度実績	平成27年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
1 自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進										
(1) 市民理解と相互交流の促進										
① 市民理解の促進										
	1	障害企画課			広報・啓発活動の推進	<p>市政だよりなどの広報、報道機関への積極的な情報提供、福祉まつりなどのイベント等、多様な媒体・機会を活用し、障害のある方の市民理解の促進を図る。</p>	<p>○市政だよりなどの情報発信機会を活用し、「心の輪を広げる障害者理解促進事業」などの広報を行った。</p> <p>○ウエルフェアなど障害のある方とない方がともに作りあげるイベントの実施により相互交流機会を創出した。</p> <p>○12月の福祉まつりウエルフェアにおいて、有識者による「障害を理由とする差別の解消について考える」のシンポジウムを行い、市民への障害理解促進を図った。 ・会場：福祉プラザ ふれあいホール ・講演来場者：200人</p>	<p>○障害による差別解消の取り組みについて、市政だよりの特集や独自の広報誌、啓発用事例集などを作成し、積極的に広報を行った。</p> <p>○ウエルフェアなど、障害のある方とない方がともに作りあげるイベントの実施により、相互交流の機会を創出した。</p> <p>○12月の福祉まつりウエルフェアにおいて、当事者がパネリストとして自身の体験を発信する「障害理解促進のためのシンポジウム」を行い、市民への障害理解促進を図った。 ・会場：福祉プラザ ふれあいホール ・講演来場者：200人</p>	<p>○障害者差別解消や障害理解促進に関する広報を、福祉関係者だけでなく民生委員や企業等にも実施することで、広く障害理解の促進を図った。</p> <p>○障害の有無に関わらず誰もが気軽に参加して楽しめるイベントの実施や、障害者自身の体験発表の場を設けることで、障害について関心を持つきっかけ作りや、障害のある人となりの相互交流の促進を図った。</p>	<p>今後も、障害に関する正しい理解を促進するため、様々な情報提供の機会を通して、福祉関係者のみならず、地域や企業等へも積極的に広報を行っていき、また、様々なイベントを通して障害の普及・啓発や相互交流の促進を図り、市民理解の促進に努める。</p>
	2	教育局生涯学習支援センター			市民センターにおける各種事業	<p>市民センターにおいて、市民が障害に関する理解を深めたり、障害のある人も学習や社会参加・交流の機会を得られるよう配慮した生涯学習事業を実施する。</p>	<p>・障害への理解を深める講座を4館で4事業行った。</p> <p>・障害のある人も参加できるよう、要約筆記付講座を5館で5事業、手話通訳付講座を7館で21事業行った。</p>	<p>・障害への理解を深める講座を6館で6事業行った。</p> <p>・障害のある人も参加できるよう、要約筆記付講座を2館で3事業、手話通訳付講座を3館で4事業行った。</p>	<p>事業の中でキャプションハンディ体験等を行うことにより、参加者の障害への理解が深まった。また、要約筆記・手話通訳付きの講座も企画・実施しており、障害のある人も学習の機会を提供している。</p>	<p>今後も利用者や地域住民等のニーズを鑑みながら、事業を企画・実施していく。</p>
	3	障害企画課			市政出前講座の活用等による各種研修の実施	<p>障害者保健福祉計画、障害のある方の福祉サービスなどについて市政出前講座の項目に入れるとともに、市民からの要請に応じ、さまざまなテーマにて講座を実施する。</p>	<p>○テーマ「障害者の保健福祉サービス」 全体で3件 ・計画相談支援について：2件 ・高齢者・障害者の保険福祉サービス：1件</p> <p>○テーマ「障害者理解の促進」 全体で2件 ・障害者ってどんな人：1件 ・障害者について理解する/わかりやすい精神障害の話：1件</p>	<p>全体で2件</p> <p>○テーマ「障害者の保健福祉サービス」 ・内容：障害者保健福祉計画のあらまし ・件数：1件</p> <p>○テーマ「(設定外)」 ・内容：障害者差別解消法について ・件数：1件</p> <p>※上記の2件の講座は、同団体にに対し同日に行ったもの。</p>	<p>・市民からの要請に応じ、障害者保健福祉計画の概要等、障害に関する知識の普及啓発と、市民理解の促進につなげることができた。</p> <p>・前年度と比較し、全体での講座開催件数(市民・団体からの要望に基づく)は減少しているが、これまで本事業で実績のなかった内容について講座実施の要請を受けるなど、当該事業で設定するテーマについて、新たなニーズを把握することができた。</p>	<p>講座実施件数を増やし市民の障害理解等に関する普及を図るため、市民のニーズに沿った講座を開催できるように図る。具体的には、平成28年4月の法・条例の施行などにより関心が高まっている障害者差別の解消について、当該事業のテーマとして設定し、市民からの要請に応えられるようにする。</p>
	4	障害者支援課	◎		精神疾患・精神障害に対する正しい理解の普及啓発(再掲：整理番号84)	<p>・精神保健福祉対策(普及・啓発)として、精神保健福祉ハンドブックの作成等を行う。</p> <p>・精神疾患・精神障害の正しい知識の普及と適正な態度の醸成を目的とした「メンタルヘルスプロモーション」を推進する。具体的には、精神障害者自身が、自らの疾病体験を語るという方法(スピーカーズ・ビューロー)により、一般市民等への偏見の除去に取り組む。</p>	<p>○精神保健福祉ハンドブックの作成・配布 ・9,000部作成(各医療機関及び事業所に配布)</p> <p>○精神障害当事者により講演活動を中心とした、精神障害の知識の普及啓発を行った。 ・講演回数：25回 ・聴講者数：860人</p>	<p>○精神保健福祉ハンドブックの作成・配布 ・9,000部作成(各医療機関及び事業所に配布)</p> <p>○精神障害当事者により講演活動を中心とした、精神障害の知識の普及啓発を行った。 ・講演回数：28回 ・聴講者数：1,131人</p>	<p>・ハンドブックは精神疾患を有する市民が利用できるサービス等をまとめており、より広く制度やサービスを周知することができた。</p> <p>・スピーカーズ・ビューローは偏見除去の効果が極めて高いことが知られているが、国内でも先進的な取り組みであり、普及啓発手法としての一般化のためには更なる知見の蓄積が必要である。特に、疾病体験を聴衆に語る技能・技術を習得した精神障害者の育成が重要である。</p>	<p>・今後も引き続き、精神保健福祉ハンドブック等による普及啓発に取り組む。</p> <p>・スピーカーズ・ビューローの手法を一般化させるために、語り手となり得る人材の育成に今後も取り組む。</p>
	5	障害者総合支援センター	◎		難病等普及啓発	<p>難病患者等に対する相談支援体制を強化するため、相談に携わる人材の育成を行うとともに、市民に対する啓発活動を行う。</p>	<p>○難病患者等の相談支援に従事する職員研修 ・災害時の在宅人工呼吸器と吸引器に関する研修(1回) 対象：障害高齢課職員、嘱託保健師・看護師 参加者：10人</p> <p>・当事者の講話(1回) 対象：障害高齢課職員、嘱託保健師・看護師 参加者：8人</p> <p>・ALSの地域生活支援(1回) 対象：障害高齢課職員、嘱託保健師・看護師、障害者相談支援事業所職員、居宅介護支援事業所等職員 参加者：23人</p> <p>○市民講演会 ・テーマ「ある日突然難病になった私が考えたこと」 講師：大野更紗氏及び在仙の当事者3人 参加者：72人</p>	<p>・難病支援検討会(難病の方が抱える経済的課題と就労支援)参加者16名</p> <p>・学生を対象とした難病講演会 参加者90名</p> <p>・難病に関する市民講演会 参加者50名</p>	<p>難病支援検討会では、事例検討や他都市での先行した取り組みを取り上げ、就労に関する課題を共有し、支援者が取り組むべきことを把握することが出来た。</p> <p>学生を対象とした講演会では、将来看護師・保健師を目指す学生に難病に対する関心をもってもらったことにつながった。</p> <p>市民講演会では、難病支援の課題だけでなく、積極的に社会で活躍する当事者の姿を市民に伝えることが出来た。</p>	<p>難病支援の件数は多くはなく、状態像も幅広いため、支援者間で事例を共有したり連携した支援を提供することが重要である。平成27年度に引き続き、地域での実情や先行した取り組み等を把握しながら、事例検討会や研修会など開催し、支援者間のネットワーク形成を図っていく。</p>

方針	整理番号	H28担当課	重点プロジェクト(○)	モニタリング対象事業(★)	事業名	事業概要	平成26年度実績	平成27年度実績	平成27年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	6	障害企画課			点字・声の広報発行	視覚障害のある方を対象に生活情報を点字・音声版で毎月発行する他、希望に応じた必要な文書等を音・点字訳して提供する。また、「せんだいふれあいガイド」の冊子から視覚障害のある方が必要な情報を抜粋し、点字・音声版を作成する。	視覚障害のある方を対象に点字・音声版により必要な情報提供等を行った。 ○生活情報の点字・音声版提供者数 ・点字版:2,362人 ・音声版:2,013人 ○ふれあいガイド点字・音訳版作成部数 ・テープ版:抜粋版25組、完全収録版5組 ・音声版:抜粋版25枚、完全収録版40枚 ○点字、音訳サービス利用件数 ・点訳サービス:30件 ・朗読サービス:1件	視覚障害のある方を対象に点字・音声版により必要な情報提供等を行った。 ○生活情報の点字・音声版提供者数 ・点字版:2,068人 ・音声版:2,312人 ○ふれあいガイド点字・音訳版作成部数 ・テープ版:抜粋版25組、完全収録版5組 ・音声版:完全収録版100枚 ・点字版30部 ○点字、音訳サービス利用件数 ・点訳サービス:35件 ・朗読サービス:1件	視覚等に障害のある方を対象に様々なサービスや催事情報等の情報を、点字や音声で提供することで、障害のある方の情報取得の機会を均等を図った。	今後も、障害のある方の生活に密着した情報を発信していく。また、点字や墨字、デジ版、カセットテープ版など、個々のニーズに沿った形で情報提供を行っていくとともに、より広くサービスの周知を図り、障害のある方の情報取得の機会の一層の均等を図る。
② 相互理解と交流の促進										
	7	障害企画課			障害のある方との交流を深める各種イベント開催	障害のある方の芸術・文化活動振興及び市民の障害福祉への理解啓発のため、福祉まつりウエルフェア等のイベントを開催する。	福祉まつり「ウエルフェア2014」を開催した。 ○屋外 ・開催日:平成26年10月5日(日) ・会場:勾当台公園市民広場等 ・来場者:約11,000人 ○屋内(障害者週間記念式典、障害理解促進講演等) ・開催日:平成26年12月7日(日) ・会場:仙台市福祉プラザ ふれあいホール ・来場者:200人	福祉まつり「ウエルフェア2015」を開催した。 ○屋外 ・開催日:平成27年10月4日(日) ・会場:勾当台公園市民広場等 ・来場者:約11,000人 ○屋内(障害者週間記念式典、障害理解促進講演等) ・開催日:平成27年12月6日(日) ・会場:仙台市福祉プラザ ふれあいホール ・来場者:200人	屋外イベントでは、体験・参加型の企画やキャラクターの活用など、障害の有無に関わらず、誰でも楽しめるイベントとなるよう工夫を行い、障害者福祉に関心を持つきっかけ作りや障害者福祉への理解促進を図った。 屋内イベントでは、障害のある方の文化・芸術活動の発表の場を設けることや優秀作品の表彰を行うことで、障害のある方の社会参加の促進や創作意欲の増大に貢献した。	障害のある方だけでなく、障害と関わりが少ない市民も気軽に参加して楽しめるよう、内容等に一層の工夫をしていくことで、さらなる来場者の増加を図り、障害及び障害のある方への理解が一層促進されることを目指す。
	8	障害企画課			障害理解を促進するための事業の推進	障害のある方とない方の相互理解促進のため、心の輪を広げる体験作文及び障害者週間のポスターの募集・審査・表彰等を実施する。	心の輪を広げる体験作文コンクール・障害者週間のポスターコンクールを実施し、入選作品を障害者週間記念式典で表彰した。また、各部門の最優秀賞は全国コンテストへ推薦した。 ○心の輪を広げる体験作文コンクール ・応募作品:82点 (小学生52点、中学生29点、高校生・一般1点) ○障害者週間のポスター ・応募作品:95点 (小学生88点、中学生7点)	心の輪を広げる体験作文コンクール・障害者週間のポスターコンクールを実施し、入選作品を障害者週間記念式典で表彰した。また、各部門の最優秀賞は全国コンテストへ推薦した。 ○心の輪を広げる体験作文コンクール ・応募作品:68点 (小学生29点、中学生34点、高校生・一般5点) ○障害者週間のポスター ・応募作品:13点 (小学生12点、中学生1点)	障害のある方とない方との心のふれあい体験をつづつた「心の輪を広げる体験作文」と障害のある方に対する理解の促進を図る「障害者週間ポスター」を広く小・中学校等から募集したほか、入賞作品を集めた作品集を制作し、配布したことにより、児童・生徒の障害理解の促進を図ることができた。	引き続き、多くの児童・生徒の関心が得られるよう、小・中学校への応募を前提とした「小・中学生ポスター教室」の開催等を通じて本事業の周知を図り、障害のある方とない方との一層の相互理解の促進を図る。
(2) 障害者の権利擁護や虐待防止対策の推進										
① 権利擁護の推進										
	9	障害企画課			成年後見制度の利用支援	判断能力が不十分な知的・精神障害のある方について、配偶者及び2親等内の親族がいない場合、親族による申し立てが期待できないとき、市が成年後見制度の申立を行う。また、市が申し立てた者のうち、鑑定料や後見報酬の支払能力がない者については後見報酬などを助成する。	・市長申立件数:11件 ・後見報酬支払い件数:5件	・市長申立件数:4件 ・後見報酬支払い件数:5件	申立費用・報酬等の助成や親族関係の複雑な事案の戸籍調査の委託などにより、障害者の権利擁護推進に寄与した。	引き続き、申立費用等の助成を行い、必要な方が成年後見制度を利用できるようにする。
	10	社会課			日常生活自立支援(市区権利擁護センター)	仙台市権利擁護センター(まもりーぶ仙台)や各区の権利擁護センターにおいて、障害などにより、判断能力が十分でない方が、地域で福祉サービスを適切に利用し自立した生活を送れるよう支援を行う。	・新規利用契約件数:44件 (知的障害21件、精神障害23件) ・実利用件数:236件 (知的障害105件、精神障害131件)	・新規利用契約件数:61件 (知的障害21件、精神障害40件) ・実利用件数:284件 (知的障害123件、精神障害161件)	新規利用契約件数、実利用件数ともに前年度より増加しており、障害者の自立した生活に寄与した。	引き続き制度の周知を図り、制度の適切な利用を図れるよう支援を行っていく。
	11	障害企画課	◎		障害者差別解消	共生社会の実現のため、平成28年4月1日の施行を目指し、障害者差別の解消に係る独自条例の制定に向けた検討を行うとともに、啓発事業を実施する。	・事例等の募集:722事例 ・ワークショップ開催:4回、232人参加 ・シンポジウム開催:1回、102名参加 ・意見交換会開催:12団体、130人参加 ・事業者等への意見聴取:3回、13団体	・ワークショップ開催:10回、518人参加 ・シンポジウム開催:2回、225人参加 ・意見交換会開催:17団体、112人参加 ・市民説明会:5回、34人参加 ・事例集の作成:20,000部	・ワークショップ等の開催により、条例制定の過程に広く市民が参加できた。 ・事例集を作成し、障害者差別解消や障害理解促進に関して普及・啓発を行った。	・引き続き、市民に関心を持っていただけるよう広報を行っていくとともに、事例集やワークショップ等の開催などにより周知に努める。 ・制定した条例に基づき、障害者差別解消の取り組みを着実に進めていく。

方針	整理番号	H28担当課	重点プロジェクト(○)	モニタリング対象市単独事業(★)	事業名	事業概要	平成26年度実績	平成27年度実績	平成27年度実績に対する評価	課題と今後の方向性	
	② 虐待防止対策の推進										
	12	障害企画課			虐待防止体制の整備	「障害者虐待防止法」をふまえ、障害者虐待の予防及び早期発見、障害のある方の保護や自立に向けた支援などを行う体制の整備を図るとともに、障害者虐待防止について普及啓発を進める。	障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護や自立のための支援、または、養護者の負担軽減を図るための支援を提供する ・相談受理件数:62件 ・虐待と判断した件数:8件	障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護や自立のための支援、または、養護者の負担軽減を図るための支援を提供する。 <体制整備(継続)> ○相談受理に関する業務委託(障害者虐待相談ダイヤル ※24時間365日体制) ○緊急対応用居室の確保 ○相談機能体制強化の委託 <相談受理等の状況> ※括弧内はダイヤルで受理した件数 ○相談受理件数:合計46件(28件) ・養護者による虐待:23件(16件) ・施設従事者による虐待:16件(8件) ・使用者による虐待:7件(4件) ※ダイヤル受理の虐待以外相談件数:(45件) ○虐待と判断した件数:合計6件 ・養護者による虐待:5件 ・施設従事者による虐待:1件	・相談機能体制強化のための委託業務について、関係機関への一層の周知などにより、当該業務がより効果的なものとなるよう図る必要がある。 ・前年度に引き続き、夜間・休日における相談対応や緊急時における体制の確保等により、虐待発生時において迅速な対応を図る観点から、障害者の権利擁護の推進に寄与した。	・虐待の早期発見等のため、市民等に対し、様々な機会を捉え、障害者虐待防止法の周知、権利擁護の啓発、正しい理解の普及等に関する取組みを進める。 ・虐待の防止及び事案発生時における適切な支援のため、支援に携わる者への研修機会の提供や、関係機関のネットワークづくり等の取組みを進める。 ・マニュアルの作成・改訂等により、支援に携わる者の迅速・適切な対応について、強化を図る。	
2	生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実										
	(1) 相談支援体制の強化										
	① 相談支援体制の整備										
	13	障害者支援課			相談支援事業の実施	障害のある方の自立と社会参加を促進するため、地域で生活している障害のある方やその家族等の相談に応じ、総合的な支援を実施する。	社会福祉法人等に委託し、16ヶ所の事業所で実施している。 ・訪問:3,858件 ・来所:3,467件 ・電話:25,089件 合計:32,414件	社会福祉法人等に委託し、16ヶ所の事業所で実施している。 ・訪問:2,879件 ・来所:2,652件 ・電話:22,446件 合計:27,977件	・26年度末に作成した実務ガイドラインを各事業所に周知し、更なる業務平準化をはかった。 ・自立支援協議会にて、事業所運営の自己評価のあり方の協議を進めたことにより相談支援の底上げにつなげることができた。	相談支援事業では障害や年齢を問わず幅広い相談内容に対応することが求められているが、個別給付化された計画相談支援との境界が曖昧であるため、引き続き業務内容や実施体制について整理していく。	
	14	障害者支援課			相談支援事業の再編強化や区役所総合相談等(総合相談)	障害などにより「自ら支援を求めることが難しい」方へも、必要なときに必要な支援が届けられるよう、区役所と相談支援事業所のコーディネート機能の強化や地域の事業者・支援者との連携体制づくりを進める。	区役所・総合支所において、障害の内容や種類・年齢層を問わず、生活全般にわたる相談に対し、総合的視点に立った相談を行った。また、相談支援事業所との協働による事例検討やケースレビュー等を区ごとに月1回程度行った。 ○障害者総合相談延件数(区役所実施分) ・訪問:4,220件 ・来所:3,664件 ・電話:4,250件 合計:12,134件 ○協働による事例検討 ・開催回数:58回 ・延参加者数:860人 ・検討した事例の延件数:100件	区役所・総合支所において、障害の内容や種類・年齢層を問わず、生活全般にわたる相談に対し、総合的視点に立った相談を行った。また、区自立支援協議会を相談支援事業所と協働して運営すること等により相談支援体制の充実に努めた。 ○障害者総合相談延件数(区役所実施分) ・訪問:3,116件 ・来所:3,461件 ・電話:3,691件 合計:10,268件 ○協働による事例検討 ・開催回数:62回 ・延参加者数:860人 ・検討した事例の延件数:130件	・区自立支援協議会が設置されたことにより、区の実情に応じた取組み等が強化された。 ・区自立支援協議会等を通じて区役所・総合支所と区内の相談支援事業所の関係強化が図られ、相互の学びあいや事例検討等を通じて支援の質の向上につなげることができた。	・区内での各種取組みを活性化させていくためにも、区自立支援協議会等に多くの関係機関が参加してもらうための声掛けを引き続き行う必要がある。 ・自立支援協議会等の関連する事業との調整を図りながら、地域の相談ニーズに的確に対応していくための活動を推進する。	
	15	障害者支援課			精神保健福祉対策(医師等による区・総合支所での相談等)	心の健康に関することや精神障害のある方の日常生活・社会参加などについて、精神科医、精神保健福祉相談員、保健師などが相談を行う。また、回復途上にある在宅の精神障害のある方を対象に、小グループでレクリエーション活動などを行い、社会復帰の支援を行う。	○精神保健福祉相談事業 ・相談人数:1,305人 ・相談延回数:3,810回 ・訪問人数:1,077人 ・訪問延回数:3,959回 ○社会復帰のための小集団活動 ・70回開催 ・322人参加	○精神保健福祉相談事業 ・相談人数:1,289人 ・相談延回数:2,436回 ・訪問人数:1,076人 ・訪問延回数:3,104回 ○社会復帰のための小集団活動 ・83回開催 ・362人参加	相談人数及び訪問人数は昨年度と同程度である一方で、相談回数及び訪問回数は減少し、一人あたりの支援回数が減っている。個々のケースが抱える課題に対し、適切な対応が行えていると考えられ、今後も各区の指導医による相談を活用し、支援を行っていく。	相談、訪問対応の必要なケースが支援からこぼれ落ちることのないよう、過不足のない対応、他機関との関係構築及び連携関係の強化を図っていく。	
	16	障害者総合支援センター		★	障害者相談員による支援	障害者福祉に造詣の深い民間の方々を障害者相談員として委嘱し(任期2年)、地域で暮らす障害のある方が身近なところで相談支援を受けられる環境を整える。	・障害者相談員:31人(身体19人、知的6人、精神3人、高次脳2人、難病1人) ・相談件数:307件 ・活動件数:679件	・障害者相談員:32人(身体20人、知的3人、精神3人、高次脳2人、難病3人、発達1人) ・相談件数:283件 ・会議・研修会参加件数:280件	・相談支援活動のほか、市内公共機関等のバリアフリー調査や市内小・中学校、市民センター等での福祉学習等を行ったことにより、地域における生活を支援する体制の充実を図ることができた。	・地域において様々な相談支援事業が展開される中で、本市の相談支援体制のあり方を整理し、障害者相談員の役割についても見直しを検討していく。 ・相談しやすい環境づくりに向け、相談員の活動状況をホームページにて紹介するほか、リーフレットを作成するなど、相談員事業の周知・広報を行う。 ・障害のある方に対する虐待の防止や差別の解消について、市民等に向けた普及啓発活動が行えるよう研修等を実施する。 ・障害者相談員活動の実態調査の結果を分析し、今後の研修等に反映させる。	
	17	障害者支援課			精神保健福祉審議会	精神保健福祉審議会を設置し、精神保健及び精神障害のある方の福祉に関する事項の調査審議により、精神保健及び精神障害者福祉の向上を図る。	審議事項(平成24年度から継続) 「精神保健福祉の視点からの災害対応のあり方」 ○審議会本部 ・開催回数:1回 ○審議会作業部会 ・開催回数:3回	審議事項(平成24年度から継続) 「精神保健福祉の視点からの災害対応のあり方」 ○審議会本部 ・開催回数:1回 ○審議会作業部会 ・開催回数:3回	審議内容について最終報告書(提言)を取りまとめた。	最終報告書に基づき、災害時地域精神保健福祉体制整備事業を新設。若林区をモデル地区とした取組みを行う。	

方針	整理番号	H28担当課	重点プロジェクト(○)	モニタリング対象事業(★)	事業名	事業概要	平成26年度実績	平成27年度実績	平成27年度実績に対する評価	課題と今後の方向性	
	② 障害の多様化に応じた相談支援の充実										
	18	障害者総合支援センター、精神保健福祉センター、北部・南部発達相談支援センター			専門的な相談機関における相談等	各専門相談機関(障害者総合支援センター(ウェルポートせんだい)、精神保健福祉総合センター(はあとぼーと)、北部・南部発達相談支援センター(北部・南部アーテル)において、障害のある方の様々な障害特性や複雑な事例等に応じた相談・支援を行う。	<p>○ウェルポート 相談件数 ・訪問:190件 ・来所:88件 ・電話・メール:931件 ・その他:91件 計:1,300件</p> <p>○はあとぼーと 相談件数 ・来所相談:(実数)200件 (延べ数)1,746件 ・電話相談:11,480件 (はあとライン:2,548件, ナイトライン8,932件) 診察:計855件</p> <p>○北部・南部アーテル 相談件数(南北合計) ・新規:1,473件 ・継続:9,517件 計:10,990件</p>	<p>○ウェルポート 相談件数 ・訪問:136件 ・来所:87件 ・電話・メール:975件 ・その他:120件 計:1,318件</p> <p>○はあとぼーと 相談件数等 ・来所相談(新規)309件 (延べ)1,491件 ・所内電話相談1,112件 ・はあとライン(平日昼間)2,146件 ・ナイトライン(夜間年中)8,465件 ・診察 計893件</p> <p>○北部・南部アーテル 相談件数(南北合計) ・新規:1,567件 ・継続:9,048件 計:10,615件</p>	<p>○ウェルポート 健康増進センター・アーテル・はあとぼーととの協働でイベントを開催したほか、機関誌や案内リーフレットを通じて当センターの事業を広く周知する等により、必要な方が相談しやすい環境づくりを行った。 また、身体障害の方や高次脳機能障害の方に対する相談支援のほか、補装具判定等において、多職種連携による支援を行い、専門的相談の充実を図ることができた。</p> <p>○はあとぼーと 新規相談が増えており、一方で継続ケースも増えている。精神的な悩みや行動上の問題を主訴としたひきこもり相談が多くなっている。</p> <p>○北部・南部アーテル 新規相談件数は昨年度より増加したが、継続相談が減少し、全体ではほぼ昨年度と同程度の相談件数となった。内容別に見ても、新規相談では「発達障害ではないか」「他の子どもと育ち方が違う」といった発達障害の内容に関する相談がどのライフステージでも最も多く、紹介経路なども昨年度から大きく変わった点は見られなかったことから、アーテルでの相談が市民に定着していることがうかがわれた。</p>	<p>○ウェルポート 専門相談機関としての相談・支援機能を発揮するにあたり、当センターの機能や役割について、広く認知されることが重要である。引き続き、機関紙の発行やホームページ等の各種媒体による宣伝を行い、周知・広報を強化する。 また、高次脳機能障害や難病等未だ支援の手法が充分ではない障害の方に対する専門的支援の充実を図る。</p> <p>○はあとぼーと ケースレビュー体制をシステム化し、継続ケースのアクセスメントを充実させることで、ケース処遇のメリハリをつけていく。</p> <p>○北部・南部アーテル 相談から浮かび上がる課題を的確にとらえ、必要な支援システムや資源の創出・支援者の養成等、市民や関係機関とのネットワークに基づく取り組みを進める。</p>	
	19	発達相談支援センター(南北)			自閉症児者相談支援センター運営管理及び拡充	自閉症児者に対する地域生活支援システム整備の一貫として、自閉症児者相談支援センターを開設し、支援の拡充を図る。	<p>○継続的かつ頻回な支援を必要とする自閉症等の特性を持つ発達障害児者を対象に、相談・支援を行った。 ・延べ件数:4,014件(2センター合計)</p> <p>○支援者向けの研修会を開催した。 ・行動障害研修基礎編 全2回、延べ125人参加 ・事例検討会 全3回</p>	<p>○継続的かつ頻回な支援を必要とする自閉症等の特性を持つ発達障害児者を対象に、相談支援を行った。 ・延べ相談件数:3,607件(2センター合計)</p> <p>○支援者向けの研修会を開催した。 ・行動障害研修基礎編全2回 延べ140名参加 ・事例検討会全3回 延べ75名参加 ・実践力向上研修(年度内2回) 延べ6名参加</p>	<p>年々増加する自閉症をはじめとする発達障害児者からの相談に対して、自閉症児者相談センターとアーテル、その他関係機関が連携しながら対応できた。</p> <p>また、研修会の実施を通して、地域の支援力向上や支援ネットワークの形成に寄与した。</p>	<p>今後益々多様化・複雑化していくことが予想される支援ニーズを的確に把握し、様々な背景を持つケースに柔軟かつ的確に対応できる人材の確保・養成が課題である。これからは実践力向上により重点を置いた研修プログラムを試行的に実施し、検証作業を通して効果的な人材養成のあり方を検討する。</p>	
	20	障害者総合支援センター			中途視覚障害者支援センター運営管理及び拡充	中途視覚障害の方の地域での自立した生活を実現するため、中途視覚障害者支援センターを設置・運営する。	<p>○相談事業 ・実利用者数:243人 ・延べ支援回数:2,292回</p> <p>○職業リハビリテーション事業 ・実利用者数:19人 ・述べ訓練回数:213回</p> <p>○交流会事業 ・合計16回実施 ・延べ参加人数:499人</p> <p>○当事者向け研修 ・合計16回開催 ・延べ参加人数:382人</p> <p>○支援者研修 ・合計3回開催 延べ参加人数:23人</p> <p>○視覚障害者のための生活用具展示会(eye eye 福祉機器展)開催 ・参加者:318人</p>	<p>○相談事業 ・実利用者数:248人 ・延べ支援回数:2,318回</p> <p>○職業リハビリテーション事業 ・実利用者数:12人 ・述べ訓練回数:241回</p> <p>○交流会事業 ・合計15回実施 ・延べ参加人数:335人</p> <p>○当事者向け研修 ・合計17回開催 ・延べ参加人数:352人</p> <p>○支援者研修 ・合計3回開催 延べ参加人数:18人</p> <p>○視覚障害者のための生活用具展示会(eye eye 福祉機器展)開催 ・参加者:275人</p>	<p>・事業開始から10年間の実績をまとめ、更なる課題を把握した。</p> <p>・重度の視覚障害者に対しては、相談から職業リハビリテーションまでの一貫した支援が展開でき、一定の支援体制整備が図られた。</p>	<p>・地域の相談支援事業所等においても、視覚障害者の相談や支援が行えるよう、相談支援事業所等を対象とした体系的な研修を実施し、さらなる支援体制の充実を図る。</p> <p>・10年間の実績から軽度視覚障害者への支援が課題であることが把握され、潜在的なニーズを掘り起こし、中途視覚障害者に対する新たな支援システムを検討する。</p>	

方針	整理番号	H28担当課	重点プロジェクト(◎)	モニタリング対象事業(★)	事業名	事業概要	平成26年度実績	平成27年度実績	平成27年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	21	障害者支援課・精神保健福祉総合センター	◎		震災後の心のケア	震災を契機として、精神的に不安定になった方々への心のケア、被災者を支援する様々な支援者へのメンタルヘルスのケアを行う。健康問題に限らず、生活全般への視点をもちながら、予防的なかわりも行う。また、震災と自殺予防に関する研修などを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○非常勤嘱託職員を各区に配置し、相談支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・相談対応延べ件数:4,618件 ・訪問相談:1,436件 ・来所相談:414件 ・電話相談:2,004件 ・その他:764件 ○支援者の支援力向上を目的とした研修会・検討会の実施 ○普及啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・地下鉄内広告を利用した啓発 ・リーフレット作成、配布 ○こころのケアチーム(はあとぼーと仙台)による支援 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問相談支援数:456件 ・支援者向け技術支援(研修・各区震災レビュー・事例検討等):77件 ・地域住民向け普及啓発:7件 ・講演会への講師派遣:4件 ・市民向けガイドラインの配布 ・ホームページ・広報誌での普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 【障害者支援課】 <ul style="list-style-type: none"> ○非常勤嘱託職員を各区に配置し、相談支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・相談延件数:5,038件 ・訪問相談:1,314件 ・来所相談:598件 ・電話相談:2,447件 ・その他:477件 ○支援者の支援力向上を目的とした研修会・検討会の実施 ○普及啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・心のケアに関する動画作成、可搬式立て看板の作成による普及啓発 ・相談窓口等の案内のためのリーフレット配布 ○心のケアチーム(はあとぼーと仙台)による支援 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問相談支援数:436件 ・支援者向け技術支援(研修・各区震災レビュー・事例検討等):78件 ・地域住民向け普及啓発:0件 ・講演会への講師派遣:2件 【はあとぼーと】 「災害時地域精神保健福祉ガイドライン」を改訂し、市民向け・内部職員向け・外部職員向けの3部構成とし、関係者に配布した。各区の被災者支援WG及び復興公営住宅WGへの参加、区ケースレビューへの職員派遣を行った。加えて、復興公営住宅や民賃、一般住宅への転居者への訪問も実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 【障害者支援課】 ・1支所に嘱託職員を増員し、復興公営住宅への移行による支援の途絶や、環境の変化に伴って生じる心身の不調に対応することができた。 ・支援者対象の研修会や検討会を開催し、支援者のスキルアップを図るとともに、支援者を支える取組みを行うことができた。 ・心の健康づくりに関して、広告媒体を利用し、普及啓発を行ったことにより、幅広く相談窓口の周知を行うことができた。 【はあとぼーと】 被災者の置かれた状況は生活再建レベル、心身の健康状態、被災・喪失体験の影響の程度によって細分化され、支援ニーズの個性がより高くなってきており、特定の部署や枠組みでの支援ではカバーしきれない状況が顕在化してきており、より個別の支援が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 【障害者支援課】 ・復興公営住宅への入居が本格化し、住環境の変化や、人間関係の変化が生じることとなる。また、居住地も各区に分かれることとなるため、市内全域でのパランスのよい支援体制を調整することが課題となっている。これに対応できるよう、各区に相談員を配置しているが、相談員間での連携や情報交流、研修等を通じた能力の向上、人員体制の見直しを行い、より一層の支援体制の強化を行っていく。 ・相談員間での交流や研修を通じ、支援者側を支える取組みを行っていく。 【はあとぼーと】 復興公営住宅への移転者の定着を継続して支援するとともに、従事職員に対する生活再建レベルの違いによる支援手法に関する研修を充実させていくことが必要である。
	22	教育局教育相談課(子供未来局)	◎		児童生徒の「心のケア」推進事業	児童生徒の健やかな成長のために、各学校の教育相談体制を充実させるとともに、様々な悩みや相談に対応するために心の専門家であるスクールカウンセラーを全校に配置・派遣する。また、教職員の教育相談の対応力の向上を目指して心のケア研修を実施する。さらに、仙台市児童生徒の心のケア推進委員会を設置し中長期的な取組を検討するとともに、震災に伴う心のケアを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校での相談体制を充実させるため、全ての学校にスクールカウンセラーの配置または派遣を行った。 ・学校において児童生徒の心のケアを推進していくため、職種別に4回の研修会を開催した。参加人数は727人。 ・精神科医や臨床心理士、大学教授などの心の専門家で構成される心のケア推進委員会を3回開催し、助言を得ながら心のケアの取組を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校相談体制を充実させるため、市内全ての市立学校にスクールカウンセラーの配置または派遣を行った。 ・学校において児童生徒の心のケアを推進していくため、職種別に4回の研修会を開催した。参加人数は479名。 ・精神科医や臨床心理士、大学教授などの心の専門家で構成される心のケア推進委員会を3回開催し、助言を得ながら心のケアの取組を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての市立学校にスクールカウンセラーを配置、派遣することによって、全ての学校で児童生徒の相談や対応を行うことができた。 ・心のケア研修を継続して開催することで、学校の教育相談体制の強化や教職員の心のケアに関する知識や力量の向上を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 震災時、未就学であった小学校低学年の児童や被災地からの転入生に対する心のケアや保護者との相談が今後も必要ことから、全ての市立学校へのスクールカウンセラーの配置や派遣が必要であり、全校配置の継続に向けて配置形態等も含めて検討していく。
	23	子供未来局子育て支援課(教育局)	◎		子どもの「心のケア」推進事業	幼児健康診査の機会を活用した問診調査や保健指導を行うほか、震災の被災者を対象として「子どものこころの相談室」における専門医による個別相談を実施するなど、子どもの心のケアの充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・問診票による聞き取り:26,359人 ・児童精神科医・心理士による専門相談:98人 	<ul style="list-style-type: none"> ・問診票による聞き取り:21,460人 ・児童精神科医や心理士による専門相談:117名 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児健康診査という全幼児を対象とした健診の場を活用することで、来所した親子の不安等の有無を確認するとともに、相談に対応することができた。専門相談の数は前年度と比較して増加しており、必要な人へ相談の機会を提供することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 震災から5年経過したが、子供の状態に不安を抱え専門相談を希望する保護者は多く、相談件数は増加傾向にある。また、精神的ストレスを抱える保護者もあり、子供の養育に影響を及ぼす可能性もあることから、幼児健康診査時に問診票を活用した心身状況の把握や、身近な場所での専門相談を継続して実施していく。
	24	障害者支援課(障害者総合支援センター)	◎		難病患者等初期相談支援強化	初期相談支援体制を強化するため、各区障害高齢課に嘱託保健師等を配置	<ul style="list-style-type: none"> ○各区嘱託保健師等を1人配置。 ○難病患者に対する訪問件数:278件(5区実施分) ○配置職員の人材育成を図るため、難病等普及啓発事業(整理番号5)で下記研修を開催。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の在宅人工呼吸器と吸引器に関する研修 ・当事者の講話 ・ALSの地域生活支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者に対する訪問件数(5区実施分)263件 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に各区でリストアップした対象者等に対して災害対応ハンドブックの作成を行った。その他、必要な対象者に対して訪問を行い、体調管理の支援、必要なサービス等の調整等を行うことにより、難病患者の療養環境の整備を行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 難病の患者に対する医療等の法律が施行されたことにより、今後も相談件数の増加が見込まれる。しかし、難病について相談できる窓口があることや職員が配置されていることの周知は十分とは言えず、今後も様々な機会を利用して、関係機関に周知を図っていく。
	25	障害者総合支援センター	◎		難病医療相談会委託	患者や家族の療養上の不安の解消を図るため、医師、保健師、看護師、ケースワーカー等が、病気の理解、不安の解消、療養生活に関する助言、指導等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・委託開催:17回 ・参加者:920人 	<ul style="list-style-type: none"> ・25回開催 ・2,095名参加 	<ul style="list-style-type: none"> 開催回数、参加者とも大きく伸び、当事者・家族が必要な情報を得る機会を増やすことが出来た。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度大きく実施回数を拡大したが、対象疾患が大幅に増えており、ニーズを把握しながら必要なテーマを検討するなど、さらなる充実を図る。
③ ケアマネジメント推進体制の整備										
	26	障害者支援課			障害者自立支援協議会及び地域の自立支援協議会	相談支援事業の適切な実施を図るため、相談支援事業の運営評価、事業者等への指導・助言、関係機関によるネットワークの構築等を行う。また、社会資源や制度の有効活用と、区圏域の課題の集約・検討を行う地域の自立支援協議会を設置する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市障害者自立支援協議会:2回開催 ・区ごとの自立支援協議会:未設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○市障害者自立支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・本会:2回開催 ・評価研修部会3回開催 ・地域生活支援拠点等検討部会2回開催 ・地域部会2回開催 ○区ごとの自立支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・全体協議会5回開催 ・実務者ネットワーク会議56回開催 ・障害者相談支援事業所連絡会議59回開催 ・プロジェクトチーム62回開催 ・運営会議63回開催 ・その他(研修会等)8回開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・各区に区自立支援協議会が設置され、各区の実情に応じて課題解決に向けた各種プロジェクトチームが設置、開催された。 ・区自立支援協議会設置に伴い、各区の取組の成果や全体的な検討が必要とされる課題等を検討する場として、地域部会が設置された。 ・障害者の高齢化、重度化や親亡き後を見据えて、障害者が安心して暮らし続けていくために障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等の整備や、その仕組みを検討する地域生活支援拠点等検討部会を新たに設置した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区自立支援協議会と市自立支援協議会との有機的な連携を図っていくために地域部会の運営方法の整理・工夫が必要である。平成28年度は、各区間の情報共有を密にしていきたい。 ・地域生活支援拠点の整備にあたり、先進地視察または講師を招いての研修会を開催し、仙台市の拠点整備の参考にしていきたい。

方針	整理番号	H28担当課	重点プロジェクト(○)	モニタリング対象事業(★)	事業名	事業概要	平成26年度実績	平成27年度実績	平成27年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	27	障害者総合支援センター			ケアマネジメント従事者研修	相談支援従事者を核とし、地域の事業者・支援者を含むケアマネジメントやチームアプローチの実践を拡大するため、日頃の実践からの「気づき」とその活用につながる研修を企画し実施する。またOJTや拠点的なコーディネート機能と併せ、人材育成策の体系化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 基礎研修: 49人参加 新任研修: 33人参加 実践者研修: 23人参加 リーダー研修前期: 20人参加 リーダー研修後期: 14人参加 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎研修前期: 51人参加 基礎研修後期: 43人参加 実践者研修: 23人参加 リーダー研修前期: 27人参加 リーダー研修後期: 21人参加 フォローアップ研修前期: 9人参加 フォローアップ研修後期: 6人参加 	リーダー研修修了者を対象としたフォローアップ研修を新たに実施し、支援者の経験に応じた、段階的な成長を目指した研修体系をつくることができた。	支援者が自らの目標や計画を意識して研修を受講できるようにするため、長期的な展望を持って体系的に研修が受けられる体制を作っていく。
(2) 障害児に対する支援の充実										
① 障害児とその家族への支援										
	28	子供未来局子育て支援課			母子保健法に基づく各種健康診査(再掲:整理番号70~73)	2(4)①参照				
	29	子供未来局運営支援課		★	障害児等保育の充実	保育を必要とする、集団保育が可能な障害のある児童を保育所へ受け入れ、共に育つことを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 373人を受け入れ、さらに年度途中において24人を受け入れた。 発達相談支援センターとの共催研修を実施。(年3回) 保育所(園)の巡回を実施。 障害児の内、医療行為の必要な児童の入所は3人であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 433人を受け入れ、さらに年度途中において64人受け入れた。 障害児の内、医療行為の必要な児童の入所は4人であった。 発達相談支援センターとの共催研修を実施(年4回)。 保育所(園)の巡回を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 知的に遅れがなくても、障害児と同等の支援を要する児童について、他の児童と共に生活することを通して、健全な発達が図れるようにした。 年央においても保護者が障害児等保育を希望した時には、速やかに移行、入所ができるようにし、共に育ちあう環境を整えることができた。 新制度に伴い、障害児等保育実施要綱を改正し、認定こども園等においても障害児の受け入れを実施できるようにした。 発達相談支援センターとの共催研修の充実を図り、職員の質の向上につなげた。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等の利用を希望する児童の障害が多様化してきており、今後重度障害を持つ児童への対応について検討する必要がある。 医療的ケアの必要な児童に対する保育の充実のため、H28年度は私立保育園に対する看護師雇用助成モデル事業を実施し、定着化のための課題を整理し、検証しながら取り組んでいく。
	30	北部・南部発達相談支援センター(障害者支援課)			児童発達支援事業による療育支援	児童発達支援センター及び児童発達支援事業所において、療育の拡充に向けた取り組みを進める。	児童発達支援センター、児童発達支援事業所にアーチル職員が訪問し、児童の様子や家庭状況について情報を共有するとともに、療育の内容や保護者支援等について話し合いを行った。 ・訪問回数: 219回	児童発達支援センター、児童発達支援事業所にアーチル職員が訪問し、児童の様子や家庭状況について情報を共有するとともに、療育の内容や保護者支援等について話し合いを行った。 ・訪問回数: 242回	児童発達支援センター、児童発達支援事業所にアーチル職員が定期的な訪問することで、療育の内容や保護者支援について話し合うことができ、療育の充実につながった。	アーチル職員の定期的な訪問については今後も続けつつ、施設職員の人材育成を図る。
	31	北部発達相談支援センター			聴覚言語療育支援	言語及び聴覚に障害のある就学前の幼児に対し、聴覚言語療育支援を行い、障害の改善と言語・聴覚機能の発達を促す。	個別指導やグループ指導、家庭への支援を通して児童の言語・聴覚機能の健全な発達を促した。 ・通園児童数: 47人	個別指導やグループ指導、家庭への支援を通して児童の言語・聴覚機能の健全な発達を促した。 ・通園児童数: 53人	個々の障害の程度や状況に合わせた支援を行い、児童の発達の可能性を十分に引き出しながらコミュニケーション能力の向上を図るとともに、家族に対して適切な支援を行うことができた。	今後はより相談者の利便性に配慮した聴覚言語療育支援を行うとともに、引き続き保護者や関係機関を対象とした研修等の開催により、障害への適切な対応・理解の促進を図る。
	32	子供未来局運営支援課(教育局)			特別(保育)支援コーディネーターの養成	障害のある子ども等へ配慮した保育やその保護者へ必要な支援を行うため、保育所内において支援の核となる、必要な基礎知識と実践力を身につけた職員を養成する。	<ul style="list-style-type: none"> 初級研修受講者: 424人 初級研修受講修了者を対象としたフォローアップ研修受講者: 363人 チーフコーディネーター研修受講者: 167人 	<ul style="list-style-type: none"> 初級研修受講者: 0人 初級研修受講修了者を対象としたフォローアップ研修受講者: 37人 チーフコーディネーター研修受講者: 43人 私立保育園(所)・幼保連携型認定こども園初級研修受講者: 63人 	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育所においては、コーディネーター養成数が十分な人数に達したため27年度の初級研修を一時休止した。 初級研修受講修了者を対象としたフォローアップ研修を実施し、初級研修で学んだ内容を深め、更なるスキルアップを図った。 チーフコーディネーター研修で保育所の核となる人材の育成を図ってきたことにより、チーフを中心に所内で連携を図りながら障害児や保護者への支援を含め様々な困難事例に対応できるようになった。 私立保育園(所)・幼保連携型認定こども園の職員を対象にした初級研修を再開。障害児や保護者支援を含めた困難事例に対応できる人材の育成を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育所において、コーディネーター間の連携・協力を図る人材を養成するため、チーフコーディネーター研修を継続して行っていく。 園(所)長、主任保育士と連携して様々な困難事例に対応できるよう、私立保育園(所)・幼保連携型認定こども園における初級研修を継続し、各園にコーディネーターが複数配置されるようにする。さらに、初級研修で学んだ内容を深め、更なるスキルアップを図れるように、初級研修修了者には、フォローアップ研修を行っていく。
	33	教育局特別支援教育課			特別支援教育コーディネーターの養成・研修	発達障害等配慮を要する幼児児童生徒への支援について、学校毎に指名され、中心的な役割を担う特別支援教育コーディネーターを対象とした養成、研修の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育コーディネーター養成研修を年間5回にわたって実施し、新規に96人を養成した。 特別支援教育コーディネーター連絡協議会を年2回実施し、延べ405人が参加し、研修・情報交換等を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育コーディネーター養成研修修了者113名 特別支援教育コーディネーター連絡協議会を2回実施 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育コーディネーターを計画的に要請してきたことにより、各学校で複数のコーディネーターを指名することができるようになってきている。 連絡協議会を実施したことにより、中学校区単位で複数の学校が連携し、地域ごとに特別支援教育を充実させる体制が整ってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育コーディネーターの養成を計画的に行うとともに、各学校や地域での特別支援教育を充実させる必要があることから、今後も引き続き事業を継続していく。
	34	北部・南部発達相談支援センター			幼稚園や保育所への専門的バックアップ	幼稚園や保育所(保育園)の支援機能向上を図るために、アーチルの専門職員が幼稚園や保育所を訪問しての相談及び施設支援を行う。 ・研修会の実施 ・研修会への講師派遣	<ul style="list-style-type: none"> 個別のケースを通して保育所や幼稚園を訪問し、対応等について話し合いを行った。 保育所職員を対象とした研修会を運営支援課と協働で実施した。 幼稚園や保育所で実施する研修会に講師の派遣を行った。1つの園単独だけではなく、区ごとの幼稚園連合会の研修会にも派遣を行った。 訪問回数: 117回 研修会の実施: 2回 研修会への講師派遣: 21回 	<ul style="list-style-type: none"> 個別のケースを通して保育所や幼稚園を訪問し、対応等について話し合いを行った。 保育所職員を対象とした研修会を運営支援課と協働で実施した。 区ごとの幼稚園連合会及び個別の幼稚園で企画された研修会へ講師を派遣した。 訪問回数: 87回 保育所研修会の実施: 4回 幼稚園研修会(実施・講師派遣): 6回 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問等で、個々のケースについて、児に合わせた対応や保護者への支援について話し合うことで支援の向上につながった。 研修会を通じて発達障害についてや障害児の保育についての知識の普及を図ると共に、お互いの業務等を知ることで、その後の連携に生かすことが出来た。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所については、今後も運営支援課と連携しながら職員のニーズに合った研修会を実施していく。 幼稚園については、各区の連合会との連携を広げながら研修を実施していく。

方針	整理番号	H28担当課	重点プロジェクト(○)	モニタリング対象市単独事業(★)	事業名	事業概要	平成26年度実績	平成27年度実績	平成27年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
方針	35	障害者支援課			障害のある方の家族支援等の推進	障害児(者)と家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障害児(者)等の家族に代わり一時的な介護サービスを提供する。また、保護者による自主的な活動の支援を行う。	拠点施設7ヶ所、実施施設4ヶ所、その他1ヶ所で実施。 ・日中介護:47,396時間 ・宿泊介護:2,573泊 ・外出介護、自宅での介護:207時間	拠点施設8ヶ所、実施施設4ヶ所、その他1ヶ所で実施。 ・日中介護:45,059時間 ・宿泊介護:2,529泊 ・外出介護、自宅での介護:113時間	・利用者とその家族にとって使い勝手のよいサービスとして、大きなニーズがある。 ・施設の受け入れ可能枠に限界があることから、一部の施設で利用者に対して他のサービスの活用を勧め、サービス間での負担の集中を緩和させるなどの対応が見られたことから、26年度の実績に比べ、微減となった。 ・新規に拠点施設を1箇所開設した。	平成27年度後半に拠点施設を新規に1ヶ所開設したものの、開設後間もないため、開設による影響について分析が必要である。
	36	子供未来局子育て支援課		★	小児慢性特定疾患患者見舞金	小児慢性特定疾患の認定を受けている児童に対して見舞金の給付を行うもの。	対象児童に対して見舞金の支給を行った。 ・青葉区:158件 ・宮城野区:132件 ・若林区:93件 ・太白区:147件 ・泉区:186件 合計:716件	平成26年度をもって事業廃止		
	37	子供未来局子育て支援課		★	小児慢性特定疾患に関わる通院介護料	小児慢性特定疾患の認定を受けている在宅で、介護を受けて通院している児童に年2回に分けて介護料を交付するもの。通院1日につき1500円、月額6,000円まで年2回(前期:4月分から9月分、後期:10月分から翌年の3月分)に分けて支給する。	対象児童に対して通院介護料の支給を行った。 ・青葉区:2,076回 ・宮城野区:1,398回 ・若林区:731回 ・太白区:1,755回 ・泉区:1,963回 合計:7,923回	対象児童に対して通院介護料の支給を行った。 ・青葉区:2,174回 ・宮城野区:1,669回 ・若林区:956回 ・太白区:1,901回 ・泉区:1,998回 合計:8,698回	・昨年度比で回数は増加。 ・小児慢性特定疾患の認定者の約70%が本制度を利用しており、在宅で介護が必要な対象者に適切に介護料を交付することができた。	今後も、制度の周知・利用促進を促し適切に事業を実施していく。
	38	子供未来局子育て支援課(障害者総合支援センター)	◎		小児慢性特定疾患児と家族への相談支援事業	療育相談会、疾患や福祉サービス等の周知を図るガイドブック等の作成、関係職員に対する研修を実施。小児慢性特定疾患自立支援員を配置し、自立支援、療育相談支援を実施。	・医療相談会:2回開催、延べ59人参加 ・研修会:2回開催、121人参加 ・自立支援員の配置を開始(H27.1~2名)	・医療相談会:3回開催、延べ133人参加 ・自立支援員の配置(2名) ・自立支援員相談件数:172件	・小児慢性特定疾患で療養中の家族に対して支援を開始するにあたり、難病の支援の経験があるウェルポートと子育て支援課が共催で医療相談会を実施。 ・対象疾患を絞って実施することで、参加者同士の情報交換や交流を深めることができた。	・長期療養児を抱える家庭は、育児不安・育児ストレス等が高くなることが予想されるため、養育支援として①医療講演会・相談会の実施、②育児ヘルプ訪問事業を活用した訪問支援、③関係職員の研修による相談支援技術の研鑽を継続する。 ・平成27年1月より東北大学病院に委託している「小児慢性特定疾患自立支援員」との連携を強化する。
② 放課後の居場所づくり										
	39	障害者支援課	◎		放課後等デイサービスによる支援	障害のある児童・生徒に、放課後や夏休み等長期休暇中の活動の場を提供するとともに、ボランティアや仲間との交流、遊びや生活経験を通し、自立に向けた支援を行う。	1年を通して事業所数が17箇所増加し、年度末には、65箇所になった。 ・利用量/月 11,482人 ・実人数/月 1,142人	1年を通して事業所数が19箇所増加し、年度末には、83箇所になった。 ・利用量/月:13,769人 ・実人数/月:1,260人	・利用量については、事業所の大幅増加により、見込みを2,000人以上上回る事ができた。 ・実人数については、事業所数増加に伴う受け入れ枠の拡大により、おおよそ見込みを達成することができた。	・事業所増加の傾向を受け、事業者研修等を実施し、療育の質のさらなる向上に取り組んでいく。 ・事業所数は増加傾向にありながらも、利用量及び実人数についても増加傾向にあるため、新規に参入する法人の事業所の立ち上げを支援することで、事業所の増設を目指す。
	40	子供未来局児童クラブ事業推進室			児童館等における要支援児の受入れ	障害児等個別支援が必要な児童の児童クラブへの登録が多い場合に、職員体制づくりに要する費用を加算するとともに、専門家による巡回指導等を行うことにより、児童への支援・配慮の充実を図る。	・要支援児を一定数以上受け入れている児童館等18館(21加配)に対し、必要な経費の加算を行った。 ・要支援児を受け入れている児童館等36館を対象に、延べ39回の巡回指導を行った。	・要支援児を一定数以上受け入れている児童館等22館(25加配)に対し、必要な経費の加算を行った。 ・要支援児を受け入れている児童館等37館を対象に、延べ38回の巡回指導を行った。	要支援児の受入れ体制の充実や職員のスキルアップにより、要支援児の支援の充実が図られた。	要支援児の増加に対して、受入れ体制の更なる充実について検討する。
③ 教育環境の充実										
	41	教育局教育相談課・特別支援教育課			発達障害児等の教育推進	発達障害及びその可能性のある児童生徒への指導内容・方法等について、専門家チームや巡回相談員を各校に派遣し、指導・助言を行う。	・発達障害児教育検討専門家チームを8校に派遣した。 ・巡回相談員を68校、164人の児童生徒を対象に125回派遣した。	・専門家チーム:7校で検討会を実施 ・巡回相談員:69校181人の児童生徒を対象に実施	各市立小学校が、発達障害等があり特別な配慮を要する児童生徒について、専門家からの具体的な助言を受け、適切な対応につなげることができた。	今後も継続して事業を行い、各校での取り組みを支援し、発達障害などがあり特別な配慮を要する児童生徒に対する教育を充実させる。
	42	教育局特別支援教育課			肢体不自由のある幼児・児童生徒に対する支援及び自立活動指導支援	市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に在籍する肢体不自由のある幼児・児童生徒に対する教育の充実を図るため、鶴谷特別支援学校にOT(作業療法士)及びPT(理学療法士)を配置し、併せて各学校・園に派遣し、肢体不自由のある幼児・児童生徒への担任等の取組に対して指導・助言する。 本市立小・中学校の特別支援学級(難聴を除く)及び特別支援学校の「自立活動の時間」の指導の充実を図るため、鶴谷特別支援学校にST(言語聴覚士)を配置し、併せて小・中学校に派遣し、その「自立活動の時間(コミュニケーション区分)」における療育等の指導に対して指導助言する。	・OT(作業療法士)とPT(理学療法士)を鶴谷特別支援学校に配置した。小・中学校にOTを16回、PTを8回派遣した。 ・ST(言語聴覚士)も鶴谷特別支援学校に配置した。小・中学校にSTを20回派遣した。	・OT・PT:24校28人の児童生徒を対象に派遣 ・ST:17校24人の児童生徒を対象に派遣	・肢体不自由のある幼児・児童生徒について、医療の専門家と連携しながら指導を充実させることができた。 ・専門家の助言を受けて自立活動の指導を実践したことによって、障害の改善・克服のための指導の充実が図られた。	今後も継続して事業を行い、「チームとしての学校」の視点から、専門家との連携による教育の充実を図っていく。

方針	整理番号	H28担当課	重点プロジェクト	モニタリング対象事業(★)	事業名	事業概要	平成26年度実績	平成27年度実績	平成27年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	43	教育局特別支援教育課			学校における医療的ケアの推進	市就学支援委員会の判断結果に沿って市立小・中・特別支援学校に在籍する児童生徒のうち、医療的ケアが必要な児童生徒の学校生活や学習を支援するため、看護師を配置する。	医療的ケアが必要な14校、28人の児童生徒に対して、22人の看護師を配置した。	・看護師配置校数:17校 ・対象児童生徒数:29人 ・看護師数:25人	・看護師が配置されたことにより、医療的ケアを学校で行うことができ、対象児童生徒の学習が保障できるとともに、自立に向けた支援をすることができた。	・今後も事業を継続し、医療的ケアが必要な児童生徒に対する教育を支援する。 ・現在就学支援委員会の判断に沿わない就学をしている児童生徒は本事業の対象としていないが、これらの児童生徒も対象とするように見直しを行う。
	44	教育局特別支援教育課			通常の学級への指導補助員の配置	通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒の学習や学校生活を補助する指導補助員の配置を行う。	・年度途中にも、必要な学校に対して順次配置し、103校に163人の指導補助員を配置した。 ・通常の学級に在籍し発達障害の診断を受け、保護者から配慮して欲しいと申し出のあった児童生徒は、平成26年7月現在で1,395人であった。	・補助員配置校数:102校 ・対象児童生徒数:235人 ・補助員数:157人	通常の学級に在籍する発達障害等の児童生徒に対して補助員を配置し、学級担任の指導を支援したことによって、配置対象の児童生徒のみならず、配置対象学級の指導を充実させることができた。	・補助員の人員が不足する状況もあることから、ハローワーク等を活用することにより人材確保に努める。 ・今後も継続して事業を行い、各校での取り組みを支援し、発達障害などがあり特別な配慮を要する児童生徒に対する教育を充実させる。
	45	教育局特別支援教育課			特別支援学級への指導支援員の配置	特別支援学級に担任の指示を受け、在籍児童生徒の学習や学校生活を補助する指導支援員の配置を行う。	国の緊急雇用創出事業を活用し、65校に71人の指導支援員を配置した。	・支援員配置校数:62校 ・対象学級数:62学級 ・支援員数:59人	在籍人数が多く、指導が困難になっている特別支援学級に対して支援員を配置し、学級担任を支援したことにより、児童生徒一人一人の障害の状態や特性等に応じたきめ細かい指導につなげることができた。	・支援員の人員が不足する状況もあることから、ハローワーク等を活用することにより人材確保に努める。 ・今後も継続して事業を行い、特別支援学級における教育の充実を図る。
④ 地域における療育の支援										
	46	北部・南部発達相談支援センター(障害者支援課)			児童発達支援センターによる支援	既存の資源を活用しながら、地域支援の提供を行う中核的な機能を持つ児童発達支援センターによる保育所等への訪問支援など、サービス提供体制の具体的な検討を進める。	児童発達支援事業所のセンター化の検討と併せて、今後のセンターの役割について市連協と検討を重ねた。	今後のセンター化の役割について、現状把握およびセンター化に向けてのイメージづくりを各事業所と実施。また南北乳幼児支援係員間でワーキングを開催し話し合い、市連協の場で意見の聴取を行った。	話し合いを重ねることで、地域支援の必要性が共有でき、将来のあるべき姿やセンターの役割について整理を進めることができた。	平成29年度に児童発達支援センターに移行する児童発達支援事業所について、各法人と具体的な役割等について整理を行っていくとともに、実際に担当する職員の人材育成を行う。
(3) 障害特性等に対応した支援の充実										
① 障害特性等に対応した特別な支援										
	47	障害者支援課	◎		医療的ケアを必要とする障害のある方等への支援	痰の吸引や経管栄養、導尿等の医療的ケアが必要な障害のある方などが、サービスを円滑に利用しながら地域で安心した生活を送れるよう支援を行う。	○要医療的ケア障害児者等短期入所事業障害者総合支援法の短期入所事業者へ看護師配置のための補助金を交付。 ・利用延日数:236日 ・実利用人数:8人 ○医療的ケア対応ヘルパー等人材養成研修障害者福祉センターにおいて、支援員による医療的ケア提供の推進のため研修を実施した。	要医療的ケア障害児者等短期入所事業障害者総合支援法の短期入所事業者へ看護師配置のための補助金を交付。 ・利用延日数:230日 ・実利用人数:7人	要医療的ケア障害児者等短期入所事業について、実利用人数は固定している。	要医療的ケア障害児者等短期入所事業については、利用の需要が高いものの、利用実人数が増加しない現状であることから、対応ベッド数の増床を働きかけていく。
	48	障害者支援課	◎		医療型短期入所推進	医療的ケアが必要な障害者が安心して利用できる短期入所事業のあり方を検討するため、有識者懇談会等を実施する。	○医療的ケアが必要な障害児者が利用できる短期入所事業についての聞き取り調査 ・11ヶ所にて実施 ○医療的ケアを要する重症心身障害児者等の短期入所事業に係る検討会 ・開催回数:2回	・医療的ケアを要する重症心身障害児者等の短期入所事業に係る検討会:2回 ・重症心身障害児者および生活介護事業利用者916名、福祉型短期入所事業所26ヶ所に対してアンケート調査実施。	アンケート調査において、既存の医療型短期入所事業所では、医療依存度が高い利用者の集中により、安全にケアできる職員体制が取れず、定員に空きがあってもそれ以上受け入れられない状況が生じていることが明らかとなった。この事実を踏まえ、検討会において、利用者の医療依存度による受け入れ先の機能分担を図り、既存の医療型短期入所事業所の受け入れ可能数を増加させていくことを目指すこととした。具体的には、医療型短期入所事業所を新たに指定し、より医療依存度の高い重症心身障害児者を受入れる取組と、既存の福祉型短期入所事業所において医療依存度の低い対象者の受け入れを推進するという取組を行うこととした。	平成28年度は、平成27年までの検討を踏まえ、医療型短期入所事業を実施する医療機関を新規で指定し、医療依存度の高い患者の受け入れを行う。事業開始に当たっては、必要時に利用できるよう、医療機関において短期入所に常時1床を確保しておくための費用を補償する委託契約を結ぶ。また、事業の新規実施にあたって、研修等により事業所をバックアップする体制を確保することも必要である。
	49	障害者支援課		★	在宅酸素濃縮器利用者への支援	在宅酸素療法を実施しているか、常時人工呼吸器を必要とする身体障害のある方等に対し、酸素濃縮器または人工呼吸器の使用にかかる電気料金の一部を助成する。	酸素濃縮器や人工呼吸器の電気料金の一部(月額3,000円)を助成した。 ・利用者数:506人	酸素濃縮器や人工呼吸器の電気料金の一部(月額3,000円)を助成した。 ・利用者数:545人	当該事業の実施により、酸素濃縮器や人工呼吸器の使用に係る電気料金の負担軽減が図られたことにより、健康維持の一助に寄与できた。	必要な対象者に対して、災害時対応ハンドブックの作成を進めること等により、災害時の備えについて普及啓発を図っていく。
	50	北部・南部発達相談支援センター			発達障害のある方の自立に向けた支援	現行の障害福祉サービス等では対応が難しい発達障害児者や家族に対し、行動障害の軽減及び二次障害の予防を目的とした支援を行う。	行動障害があり家庭生活に困難を来しつつある学齢期の発達障害児者を主な対象として、宿泊によるアセスメントを含む自立支援プログラムを実施した。 ・対象者:新規1人、継続12人	行動障害や二次障害の深刻化を予防し、学齢期等の早い段階から特性に合わせた支援を行うため、宿泊によるアセスメントを含む自立支援プログラムを実施した。 ・利用者数:11名 利用日数:276日	宿泊によるアセスメントや、支援者会議等を通して行動障害等の深刻化を抑制し、本人や家族の地域生活を支える一助となった。一方、対象者の把握や本事業への導入には難しさがあり、新規利用は0であった。	新規利用者を開拓し、本事業をいかにして拡充するかが課題である。同時に、行動障害の深刻化を予防し発達障害児者の安定した地域生活を保障するため、宿泊によるアセスメントに代わる有効なアセスメント手段や支援方法についても幅広い視点で検討していく。
	51	障害者支援課		★	全身性障害者等指名制介護への助成	重度の脳性麻痺等により全身に障害があり、家族に適切な介護者がいない障害のある方を対象に、障害のある方本人に介護人を選任してもらい、その介護を受けた場合にかかる費用の一部を助成する。	・利用登録者数:46人 ・ヘルパー登録者数:192人 ・介護延時間数:23,172時間	・利用登録者数:46人 ・ヘルパー登録者数:170人 ・介護延時間数:22,388時間	家族が日中不在であるなど、適切な介護者がいない全身性障害者の地域での生活を支える一助となることができた。	コミュニケーション支援等の理由により慣れた介護人でなければ対応ができないケースもあるため、継続して実施する。
	52	障害者支援課	◎		難病サポートセンター	電話、来所、訪問による個別相談支援及び、支援患者会・家族会の立ち上げ支援を実施する。	・電話相談:155件 ・面接相談:126件 ・訪問:5件 ・同行支援等:26件	・電話相談:188件 ・面接相談:113件 ・訪問:5件 ・同行支援等:16件	様々な機会を利用して仙台市難病サポートセンターの周知・啓発を行ったこと、また関係団体に対して、必要時の連携支援の依頼を行ったことにより、ハローワークや就労支援センターの他、医療機関や地域包括支援センター等と連携し、患者の気持ちに寄り添った支援をすることができた。平成25年12月の開設以来、徐々に相談件数は増加している。	関係機関等への周知をさらに図っていく。また周知に当たっては、難病について相談できる機関や利用できるサービスの周知啓発をさらに進めるために、仙台市で作成した「難病の方へのサービスガイド」を活用し、理解を広めていく予定。

仙台市障害者保健福祉計画 掲載事業 実施状況

方針	整理番号	H28 担当課	重点プロジェクト (◎)	モニタリング 対象市 単独事業 (☆)	事業名	事業概要	平成26年度実績	平成27年度実績	平成27年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	53	障害者支援課	◎		在宅障害者訪問入浴サービス(障害者居宅介護)	在宅の重度障害者が利用できる訪問入浴サービスの利用回数を拡大	・実利用者数:110人 ・利用回数:5,402回	・実利用者数:107人 ・利用回数:5,270回	利用実績はほぼ横ばいで推移しているが、障害者の生活の質の向上に資することができた。	訪問入浴を必要としている方にご利用いただけるよう、今後も制度の周知に努める。

方針	整理番号	H28担当課	重点プロジェクト	モニタリング対象事業(★)	事業名	事業概要	平成26年度実績	平成27年度実績	平成27年度実績に対する評価	課題と今後の方向性	
	② 心身の状態に応じた適切な支援										
	54	障害企画課、障害者支援課(障害者総合支援センター)		★	難病患者への支援	難病特別対策推進事業、遷延性意識障害のある方の治療研究等の事業を推進し、日常生活を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問指導事業 延べ303人 ・難病医療相談会 30回実施、参加者数:延べ1,240人 ・難病患者等ホームヘルパー養成研修事業 受講者数:76人 ・難病患者等ボランティア養成講座 受講者数:56人 ・難病サポートセンター 相談件数:延べ323件 ・遷延性意識障害者治療研究事業 支給実人員:24人 ・難病見舞金事業(年額10,000円を支給) 4,821件 本事業は、平成24年度で廃止となった。平成25・26年度は経過措置となっている。(25年度は20,000円、26年度は10,000円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問指導事業 延べ307人 ・難病医療相談会 30回実施、参加者数:延べ2,267人 ・難病患者等ホームヘルパー養成研修事業 受講者数:49人 ・難病患者等ボランティア養成講座 受講者数:78人 ・難病サポートセンター 相談件数:延べ342件 ・遷延性意識障害者治療研究事業 支給実人員:18人 	<ul style="list-style-type: none"> ・難病医療相談会は、平成25年度より実施回数を増やしており、より多くの患者に対する病気の理解や不安の解消に寄与することができた。 ・ホームヘルパー養成研修、ボランティア養成講座により難病の知識をもった支援者の育成を行った。 ・遷延性意識障害者治療研究事業では、医療機関に対して介護料と褥瘡予防費を支給することにより、適切な支援の実施に寄与した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・難病があっても、地域で生活できるよう心身の状態に応じた支援の充実を進める。 ・訪問指導事業では、関係機関と連絡を取り合いながらニーズに応じた支援を行っていく。 ・難病の患者に対する医療等に関する法律の施行により、相談の増加が見込まれるため、相談窓口の周知を図るとともに適切に相談に応じる。 ・県事業として実施されている指定難病医療費助成は、現在、経由事務として各区障害高齢課で申請受付・進達を行なっているが、平成30年度からは大都市特例により権限移譲を受け、市が事業主体となり事務を実施することとなるため、必要な体制の整備等を行なう。 	
	55	障害者総合支援センター			包括的呼吸リハビリテーション事業	呼吸器疾患特有の生活障害の実態を明らかにするとともに、在宅の同疾患の患者が健康維持や生活障害軽減のため早期にリハビリテーションに取り組めるよう、環境整備や仕組みづくりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> ○当事者を対象にした呼吸健康教室 <ul style="list-style-type: none"> ・春教室:全5回、延べ82人参加 ・秋教室:全5回、延べ70人参加 ○呼吸リハビリテーション支援者研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・参加者:55人 	<ul style="list-style-type: none"> ○呼吸健康教室:169名(延べ人数) <ul style="list-style-type: none"> ・春教室:96名(延べ人数) ・秋教室:73名(延べ人数) ○呼吸リハビリテーション支援者研修会:55名 ○呼吸健康教室参加者アンケート調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸健康教室参加者アンケート調査から、教室で学んだ内容を、自宅で活用していることがわかった。しかし継続して実施することの難しさも改めて把握できた。 ・関係機関に対し当所の呼吸健康教室のPRを行い事業理解につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民および関係機関への更なる周知を図るため、啓発媒体として、リーフレットを作成し、息苦しさを抱え生活している方の呼吸健康教室参加につなげる。 	
	56	障害者総合支援センター	◎		重度障害のある方のコミュニケーション支援	筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の意思伝達が困難な重度障害のある方に対して、生活の質(QOL)向上と尊厳確保のため、意思伝達装置等を活用したコミュニケーションの確立を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ○重度障害者コミュニケーション支援センター運営 <ul style="list-style-type: none"> ・支援実人数:82人(内:新規29人) ・支援回数:1,556回(内訳:訪問757回、電話・メール等241回、機器準備522回、会議等出席18回、講師派遣18回) ○支援者養成研修 1回開催、8人参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○重度障害者コミュニケーション支援センター運営 <ul style="list-style-type: none"> ・支援実人数:126名(内新規18名) ・支援回数:1,584回(内訪問879回、電話・メール343回) ○スキルアップ研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・36名参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なコミュニケーションに関するニーズがあり支援依頼が増え、訪問件数は増加した。 ・ケアマネージャー等を対象に、重度障害者のコミュニケーション方法やその支援の必要性についての研修会を開催し、理解を深めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期から必要な方に必要な情報や支援が提供できるよう、コミュニケーション支援に関する現状や課題を把握し、関係する機関との連携を深めていく。 ・支援者がコミュニケーション支援のイメージを具体的に持ち、本人や家族に対しタイムリーに情報提供できるようにするため事例集を作成する。 	
	57	障害者総合支援センター			テクノエイド事業の推進	障害のある方の生活状況に合わせた適切な福祉用具、住宅改修等の評価・選定やモニタリングができるようシステムを構築し、物理的バリアの軽減を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉用具専門研修会 2回実施、参加者59人 ○福祉用具住宅改修専門相談 対応件数:20件 ○福祉用具の普及啓発(他機関への講師協力) <ul style="list-style-type: none"> ・市民対象:7回実施、参加者401人 ・庁内研修(交通局):1回実施、参加者20人 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具専門研修会 3回実施、参加者93人 ・福祉用具住宅改修専門相談 対応件数:124件 ・福祉用具の普及啓発(他機関への講師協力) 2回実施 参加者 100人 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具事業者に対し、実技を含めた研修を行い、実践に役立つ研修を提供することができた。 ・福祉用具専門相談会について、定期相談日を設けるなどの工夫により相談件数が増加し、適切な福祉用具の利用を支援することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子の適合支援を適切に行うことができるよう、テキストを作成し、福祉用具に係る支援者のさらなる技術向上をめざす。 ・福祉用具の活用における実態を調査し、適切な支援のあり方について、研究する。 	
	58	精神保健福祉総合センター			精神障害のある方のデイケア事業の支援	生活指導、作業指導などのデイケアを実施し、回復途にある精神障害のある方の社会参加・社会復帰を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ○年間の通所者延数:計3,709人 <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援・社会参加コース:3,259人 ・リワーク準備コース:450人 ・平均在籍者数:48人(定員60人に対する充足率は80.0%) ○H26年度「就労・社会参加コース」 <ul style="list-style-type: none"> ・通所者:53人(内、終了者は14人) ・平均在籍期間:2年3ヶ月(終了時転機は50%が就労施設への移行や復学など社会復帰に至っている) ○H26年度「リワーク準備コース」 <ul style="list-style-type: none"> ・通所者:21人(内、終了者は19人) ・H26年度末の状況:52.6%が復職や就労、職場復帰のリワークプログラム等復職行動開始に至っている。病状悪化のため中断した方を除き、終了時アンケートにおいて、復職に向けて意識の向上に役立ったと自己評価している方が多かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○年間の通所者延数:計3,619人 <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援・社会参加コース:3,229人 ・リワーク準備コース:320人 ・平均在籍者数:47人(定員60人に対する充足率は78.3%) ○H27年度「就労支援・社会参加コース」 <ul style="list-style-type: none"> ・通所者:51人(内、終了者は14人) ・平均在籍期間:2年9ヶ月(終了時転機は50%が就労施設への移行や復学など社会復帰に至っている) ○H27年度「リワーク準備コース」 <ul style="list-style-type: none"> ・通所者:15人(内、終了者は12人) ・H27年度末の状況:終了者の66.6%が復職やならし勤務等の復職行動開始に至っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「就労支援・社会参加コース」については、通所開始時及び更新時に、対人交流・体力向上・就労へのステップアップなど個々の状況に応じた目標を設定し、きめ細かな個別支援を実施することで、通所者の社会参加・社会復帰につながることができた。 ・「リワーク準備コース」については、通所者の多くが復職に向けて意識が向上したと自己評価しており、職場復帰のための自己回復力を高めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「就労支援・社会参加コース」については、通所率が低い通所者にも丁寧に個別支援を行い、個人目標が達成され終了できるようにしていく。また、若年者層及び統合失調症以外の精神障害者の通所が増えている現状に対応した内容の運営を目指していく。 ・「リワーク準備コース」については、新規通所者の増加を図るために、説明会開催の回数を増やし、医療機関に対して広報活動を積極的に行っていく。 	

方針	整理番号	H28担当課	重点プロジェクト	モニタリング対象事業(★)	事業名	事業概要	平成26年度実績	平成27年度実績	平成27年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	59	障害者総合支援センター	◎	★	高次脳機能障害のある方への支援	高次脳機能障害のある方が地域で自立した生活を送ることができるように、総合相談による支援を実施するとともに、関係機関等が互いに連携し、一体となって支援するネットワークの構築を図る。	○総合相談の延べ件数:221件 ○研修:2回 ・高次脳機能障害支援者スキルアップ研修 67人参加 ・高次脳機能障害者支援のための医療一福祉連携研修 43人参加	○総合相談の延べ件数:230件(実人数70人) ○研修:4回 ・高次脳機能障害支援者ベーシック研修 34人参加 ・高次脳機能障害支援者スキルアップ研修 51人参加 ・高次脳機能障害者支援のための医療一福祉連携研修 48人参加 ・地域リハビリテーション従事者養成研修(高次脳機能障害) 20名(3日間延べ52人)参加	・医療機関、相談支援事業所、居宅介護支援事業所等と連携して相談支援を行い、相談者を適切な地域資源へ繋げることができた。 ・支援者の経験に応じて段階的な研修を行い、各研修とも参加者の理解を深めることが出来た。	・医療から地域に移行する段階の支援が不十分であるため、医療と福祉との連携強化を進めていく。 ・高次脳機能障害者の家族への支援が必要であり、家族支援の方法について検討を進める。
	60	障害者総合支援センター	◎	★	中途視覚障害のある方への支援	中途視覚障害のある方が地域で自立した生活を送ることができるように、委託により総合的な相談支援・交流会等の生活支援事業及び白杖歩行・パソコン等の生活訓練事業を実施する。	○生活支援事業○ ・実利用者数:243人 ・延支援回数:2,292回 (内訳:電話1,352回、来所210回、訪問517回、メール等174回、ケア会議38回) ○生活訓練事業 ・利用延人員:18人 ・訓練回数:204回 (内訳:パソコン訓練109回、白杖訓練93回、身辺動作・家事動作訓練2回、)	○生活支援事業(整理番号20の再掲) ・実利用者数:248人 ・延支援回数:2,318回 (内訳:電話1,407回、来所216回、訪問396回、メール等255回、ケア会議44回) ○生活訓練事業 ・利用延人員:27人 ・訓練回数:326回 (内訳:パソコン訓練66回、白杖訓練219回、身辺動作・家事動作訓練7回、リハビリ講習会16回、その他18回)	対象者の障害状況に合わせた支援(相談、白杖訓練、日常生活訓練、家事訓練、パソコン訓練などの生活支援・訓練)を訪問や通所等により提供することができた。	・地域の支援機関は、視覚障害者への支援実績が少ないため、中途視覚障害者等と連携した支援を行い、身近な地域で支援が行えるようにする。 ・身体障害者手帳の取得前、及び該当しない方等の軽度視覚障害者においては、相談・訓練に至るまでの支援体制が十分でないため、更なる実態調査等により支援のあり方を検討していく。
	61	健康安全課			後天性免疫不全症候群(エイズ)患者への支援	患者が必要な福祉サービスを受けられるよう支援のネットワークを整備する。また、患者が学校・職場・地域において円滑な日常生活が送れるよう、関係機関の綿密な連携と相談支援体制の構築を図る。	・エイズ感染症対策推進協議会において、意見交換・対策の検討(年1回実施)。	エイズ・感染症対策推進協議会において、意見交換・対策の検討(年2回実施)	エイズ・感染症対策推進協議会において、意見交換・対策の検討を行い、現状を共有することができた(年2回実施)	患者・感染者のニーズに応じた支援が行われるよう、今後も関係機関との連携強化をはかる
	62	障害企画課		★	聴覚言語障害のある方の支援	聴覚障害のある方の福祉増進を図るため、各区に聴覚障害者福祉相談員の配置及び地域世話人に対する聴覚障害者用ファクシミリ電話料金の一部助成を実施する。	○自らが聴覚障害を持つ相談員を各福祉事務所管轄地域内に1人ずつ(計5人)配置した。 ・相談件数:923件 ○市聴覚障害者協会から推薦された地域世話人に専用ファクシミリを設置する場合の電話料助成を行った。 ・対象者:14人	○自らが聴覚障害を持つ相談員を各福祉事務所管轄地域内に1人ずつ(計5人)配置した。 ・相談件数:821件 ○市聴覚障害者協会から推薦された地域世話人に専用ファクシミリを設置する場合の電話料助成を行った。 ・対象者:14人	聴覚障害者福祉相談員は予定どおり配置できており、ファクシミリ助成についても必要とする地域世話人に対するの助成を行っていることから、障害者が身近に相談できる環境づくりが進められた。	聴覚障害者福祉相談員については、毎年相当数の相談件数があることから、更なるニーズに応えられるよう、各区手話通訳相談員との連携、研修等の実施により相談員の質の向上を図るとともに、広報活動の強化を継続し、より一層の活発な利用を促す。
	63	障害企画課		★	補助犬の普及促進	補助犬の普及促進を図るため、補助犬への理解啓発を目的としたチラシ・ポスターの配布を実施し、また、補助犬を利用する障害のある方への飼料の給付を実施する。	・補助犬飼料給付者数:7人 ・建物内及び市内中心部などの環境に適した盲導犬に育成するため、市役所を訓練の場として提供した。 ・市在住の盲導犬ユーザーと公益財団法人日本盲導犬協会の方々が市長を表敬訪問した。	・補助犬飼料給付者数:6人 ・建物内及び市内中心部などの環境に適した盲導犬に育成するため、市役所を訓練の場として提供した。	・補助犬飼料給付等により、障害のある方の自立と社会参加への一助につなげることができた。 ・市役所及び市内中心部での盲導犬の訓練に、場所の提供を行ったことにより、盲導犬の育成に加え、周囲の市民への理解・啓発につなげることができた。	今後も、障害のある方の自立と社会参加の推進に向け、補助犬の使用に伴った支援を行うとともに、市民の補助犬への理解が促進されるよう、より一層の周知・啓発を行っていく。
	64	障害企画課		★	重度障害者福祉手当	重度障害者の生活の安定に寄与するなど福祉の増進を図るため、手当を支給する。	・年額10,000円を支給 ・支給件数1,387件	平成24年度で廃止。平成27年度実績なし。		
	65	障害者支援課	◎		入院時コミュニケーション支援	意思疎通の困難な入院中の重度障害者が医療スタッフとコミュニケーションを図るための支援員を派遣	・実利用者数:3人 ・延利用時間数:175.5時間	・実利用者数:10人 ・延利用時間数:501時間	実利用者・利用時間数ともに実績が大幅に伸び、制度の浸透が進んでいる。	本制度を利用していただき円滑な医療行為につながるよう、今後も区役所や相談支援事業所等を通して制度の周知に努め、利用促進を図る。
	66	障害者総合支援センター	◎		難病患者等補装具等賃借費助成	難病患者及び重度身体障害者の心身の状態に応じた生活環境改善のため、補装具等の賃借費を助成	・張力調整付上肢装具:5件 ・歩行補助用具:1件 ・段差解消用具:1件 ・特殊寝台:9件 合計:16件	・張力調整付上肢装具 3件 ・歩行補助用具7件 ・段差解消用具5件 ・移動用リフト2件 ・特殊寝台12件 合計29件	・補装具等を必要とする方に対し、速やかに適供することができた。 ・補装具等の実用性の評価や、他法制度への適切な移行を支援することができた。	ホームページやメールマガジン等活用し、今後も継続的に周知・広報に努める。 必要に応じ、利用者のフォローアップを行うなど、適切な福祉用具の利活用に向けた支援を行う。

(4) 保健・医療の推進

① 健診・受診の促進

67	障害企画課				自立支援医療給付	・障害の軽減や職業能力の推進のために必要な医療について、更生に必要な医療費等を給付する(更生医療)。 ・精神障害のある方の通院医療に要する費用の全部又は一部を公費負担する(精神通院医療)。 ・身体上の障害を有する児童または現存する疾病を放置すると障害を残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる場合に、その障害の除去または軽減するための医療に要する費用を公費負担する。(育成医療)	・更生医療:28,493件(レセプト件数) ・精神通院医療:221,035件(") ・育成医療:827件(")	・更生医療:29,243件(レセプト件数) ・精神通院医療:232,456件(") ・育成医療:748件(")	当該事業の実施により、障害にかかる医療費負担の軽減が図られ、適切な受診機会の確保につながった。	・障害の軽減・除去・重度化防止のため、今後も適切かつ必要な給付を実施していく。 ・適切な給付のため、請求情報の審査・確認を実施していく。
----	-------	--	--	--	----------	--	---	---	---	---

方針	整理番号	H28担当課	重点プロジェクト(○)	モニタリング対象事業(★)	事業名	事業概要	平成26年度実績	平成27年度実績	平成27年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	68	障害企画課		★	心身障害者医療費の助成	心身障害者の負担を軽減し、福祉の増進を図るため、障害の程度、区分等の一定要件を満たす方について、医療費の保険診療による自己負担相当分の一部又は全部を助成する。	・助成件数:403,975件 ・受給者数(平成27年3月末):16,867人	・助成件数:391,442件 ・受給者数(平成28年3月末):16,957人	当該事業の実施により、身体障害及び知的障害のある方の医療費負担の軽減が図られ、適切な受診機会の確保につながっている。	・対象者は身体及び知的障害者(児)であり、精神障害者及び難病患者は対象になっていない。 ・受給者の利便性向上や負担感の軽減のため、償還払いからレセプトベースの自動償還払い・現物給付への切り替えが課題となっており、今後事業の在り方について検証を行っていく。
	69	障害者支援課		★	身体障害のある方の健康診査	常時車いすを使用する身体障害のある方の二次障害を予防するため、健康診査を実施する。	受診者数:24名	受診者数:31名	常時車椅子を使用する身体障害者の健康状態がチェックされることで、筋肉の硬直や排尿障害といった二次障害を予防し、受診者のQOLの向上に資することができた。	実績は伸びたものの、対象者数に対して実利用者数は依然少ないため、利用促進につながるよう周知広報を図る。
	70	子供未来局子育て支援課			乳幼児健康診査 (再掲:整理番号28)	障害の早期発見を含めた乳幼児の健康の保持増進や心身の発育発達、養育状況を把握し、適切に支援するため、乳幼児健康診査を行う。	[受診率] ○乳児健康診査 ・2か月児:96.7% ・4-5か月児:94.7% ・8-9か月児:94.3% ○幼児健康診査 ・1歳6か月児:97.1% ・2歳6か月児:93.0% ・3歳児:93.0%	[受診率] ○乳児健康診査 ・2か月児:97.2% ・4-5か月児:97.8% ・8-9か月:94.3% ○幼児健康診査 ・1歳6か月児:97.6% ・2歳6か月児:92.5% ・3歳児:93.7%	すべての健診で受診率を維持・向上しており、受診勧奨の効果がうかがえる。 乳児健康診査・幼児健康診査ともに、高い受診率を維持しており、多くの家庭に対する支援の提供及び児の疾病等を発見することができた。	今後も受診率の維持向上に努め、未受診者に対し受診勧奨等を継続実施していく。
	71	子供未来局子育て支援課			先天性代謝異常検査等の実施 (再掲:整理番号28)	検査等の実施により、先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症等を早期に発見し知的障害等の障害発生を予防する。 平成24年度より対象となる疾患数を拡大。	・先天性代謝異常検査:9,654件 ・先天性副腎過形成症検査:9,839件 ・先天性甲状腺機能低下症検査:9,713件	・先天性代謝異常検査:9,563件 ・先天性副腎過形成症検査:9,766件 ・先天性甲状腺機能低下症検査:9,615件	・平成26年度までと同様の実績であり、本検査の周知は十分なされていると考えられる。 ・平成24年度より導入した「タンデムマス法」による検査により、今までの検査方法では発見できなかった疾病などの早期発見・早期治療に寄与することができた。	今後も受診率の維持向上に努め、周知を継続実施していく。
	72	子供未来局子育て支援課			新生児等への訪問指導 (再掲:整理番号28)	妊産婦及び新生児の発育発達と健康の保持増進を図るため、全新生児を対象とした家庭訪問指導を実施する。	延べ訪問件数:10,046件	延べ訪問件数:10,255件	・新生児訪問対象者に対し、9割以上の訪問実績となり、新生児と産婦の心身の健康の保持増進に努めることができた。 ・継続支援が必要な家庭に適切な支援が行えるよう努めた。	今後ともなるべく全数の家庭訪問を実施するよう努める。
	73	子供未来局子育て支援課			小児慢性特定疾病患者への支援 (再掲:整理番号28)	厚生労働省告示により定める慢性疾患にかかっている児童に保険診療の自己負担分に対する医療費の給付を行う。	対象児童に対して、医療費の支給を行った。 ・給付実人員:1,225人 ・給付延べ件:12,763件	対象児童に対して、医療費の支給を行った。 ・給付実人員:1,332人 ・給付延べ件:15,642件	・平成27年1月1日より制度改正があり、対象疾病が拡大(514疾病→704疾病)したが、円滑に事業を実施することができた。 ・給付実人員、給付延べ件数ともにほぼ前年度どおり。対象児童に対して、適切に医療費の給付を行った。	今後も、制度の周知・利用促進を促し適切に事業を実施していく。
	74	健康安全課			後天性免疫不全症候群(エイズ)に関する相談及び検査	HIV感染症の早期発見のために早期受診を勧奨し、エイズの発症を予防する。また、HIV感染への不安がある方の相談に対応し、正しい知識の普及啓発及び今後の感染予防啓発を行う。	・平成26年度HIV検査受検者数:1,759件 ・平成26年度エイズ一般相談数:318件 ・検査普及週間、エイズデーに合わせてポスター・チラシ・ポケットカード・地下鉄バス広告1,600ヶ所に配布。 ・インターネットバナー広告・ホームページ等による広報 ・エイズデー関連イベント、小中高専門学校大学等健康教育。 ・NPO団体との市民協働提案事業制度にて、インターネット活用によるHIV検査促進事業開始	・平成27年度HIV検査受検者数:1,703件 ・平成27年度エイズ一般相談数:187件 ・普及啓発活動(ポスター・チラシ・ポケットカードの配布、インターネットバナー広告、地下鉄・バス広告、広報誌、ホームページ等による広報、成人式における啓発、小・中・高・専門学校・大学との連携による健康教育等) ・HIV検査普及週間における啓発活動、世界エイズデー関連イベント(青葉区役所夜間検査における3項目検査実施等) ・NPO法人との市民協働提案事業制度による、インターネット活用によるHIV検査促進事業(仙台HIVネット、バナー広告・検索広告の掲載等) ・平成27年11月よりエイズ即日検査の電子申請による予約受付開始	・受検者数、一般相談件数とも前年度より減少した。 ・受検者数増加のため、電子申請による予約受付を開始したところ、予約制の検査の受検者数の増加傾向がみられた。 ・市民協働提案事業でインターネットを活用した広報を展開したことで、より幅広く詳細な情報の発信ができた。	・重点施策層への感染予防啓発・検査普及啓発を推進していく。 ・男性と性的接触のある男性のHIV検査受検促進のために、市民協働提案事業の効果を検証していく。 ・学校と連携した健康教育及びエイズデー関連イベント等で、青少年への啓発を推進する ・平成28年6月から青葉区役所夜間HIV検査・クラミジア検査(青葉区役所夜間検査)に梅毒検査を追加し、予約制に変更することで、受検者の増加をはかる。 ・受検者数増加のため、エイズ即日検査に他の性感染症検査を追加することを検討する。

② 健康づくりの推進

	75	障害者支援課			心身障害児通園施設歯科健康診査・保健指導・歯科健康教育実施	社団法人仙台歯科医師会に事業を委託し、障害児(者)の歯科診療事業を、休日夜間歯科診療所(仙台市福祉プラザ内)において実施する。また、在宅歯科診療事業を実施する。心身障害児通園施設に年2回の歯科健康診査及び保健指導を実施するとともに、希望する障害者施設で歯科健康教育を実施する。	・障害児(者)歯科診療事業 診療実人数:1,054人 ・障害児(者)施設歯科保険教育 開設回数:27回、受診者数:514人	・障害児(者)歯科診療事業 診療実人数:1,056人 ・障害児(者)施設歯科保健教育 開設回数:23回、受診者数:386人	当該事業の実施により、障害児の歯と口の健康づくりの推進に貢献できた。	子どもの虫歯の有病状況の地域格差や歯周病の予防など、依然として課題も多いことから、「第2期いきいき市民健康プラン」において、児童・思春期世代をメインターゲットに取り組みを進めている。障害児についても同様に取り組みを進めていく。
--	----	--------	--	--	-------------------------------	--	--	--	------------------------------------	---

仙台市障害者保健福祉計画 掲載事業 実施状況

方針	整理番号	H28担当課	重点プロジェクト(○)	モニタリング対象市単独事業(★)	事業名	事業概要	平成26年度実績	平成27年度実績	平成27年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	76	障害者支援課		★	ひきこもり者地域支援事業	ひきこもり者の状態に応じた適切な支援を図るため、ひきこもり地域支援センターをはじめとした相談体制を強化するとともに、関係機関・支援団体との連携や一元的な情報提供などの取組みを推進する。	○ひきこもり地域支援センターにおいて、相談対応・訪問支援等を行った。 ○ひきこもり地域支援センター事業実績 ・延べ相談件数:1,247件 ・アウトリーチ(訪問支援)延べ回数:85回 ・サロン延べ来所者数:936名 ・その他普及・啓発活動:計64回 (本人向け各種集団プログラム, 家族教室, ひきこもり相談会等) ○ひきこもり青少年等社会参加促進事業実績 ・外出支援・地域活動等延べ参加者数:402名 ・就労体験等延べ参加者数:164名	○ひきこもり地域支援センターにおいて、相談対応・訪問支援等を行った。 ○ひきこもり地域支援センター事業実績 ・延べ相談件数:1,339件 ・アウトリーチ(訪問支援):37件 ・サロン延べ来所者数:1,629件 ・その他普及・啓発活動:62回 (本人向け各種集団プログラム, 家族教室, ひきこもり相談会等) ○ひきこもり青少年等社会参加促進事業実績 ・外出支援・地域活動等延べ参加者数:314名 ・就労体験等延べ参加者数:161名	・ひきこもり地域支援センターにおける相談対応や、訪問支援により、ひきこもり当事者及びその家族に個別に対応するとともに、家族教室や当事者サロンを実施し、集団の中での支援にも取り組んだ。 ・地域相談会を開催し、相談機関の周知や新たなニーズの把握につなげた。	市内のひきこもり者の実態を把握し、支援やサービスの充足度の検証を行うことにより、今後のより効果的な支援の提供の検討を行う。
	77	障害者総合支援センター		★	障害のある方の健康増進事業	障害のある方自らが、身近な地域においてレクリエーションスポーツ等を通して主体的に健康増進への取組みができるよう、環境の整備や仕組みづくりを進める。	○障害のある方も利用できる地域の運動施設について調査をし、ホームページで発信を行った。 ○障害者の健康に関する以下の調査を行った。 ・仙台市の身体障害者における健康診査結果年度推移 ・身体障害者における運動習慣形成モデルの検討 ・仙台市内の運動・スポーツ施設における障害者対応状況	障害者のスポーツ・レクリエーション教室等の情報収集・発信事業 ・取材団体:9団体 ・発信方法:ホームページ、機関誌「ウェルリポート」、 「いず☆ちゆう健康祭」にてパネル展示。	障害者のスポーツ・レクリエーション教室の情報収集・取材を積極的に行い、写真等も活用して効果的な広報・周知ができた。また、作成したポスターは、イベント等で展示・活用され、普及啓発につながった。	・障害のある方が、健康増進に取り組めるよう、スポーツ団体、施設等の情報の発信を今後も実施する。 ・関係機関と情報を共有し、障害者の健康増進のための取組みをさらに広げていく。
	78	健康政策課(健康増進センター)			障害者健康づくり教室	障害者に運動実践の場を提供するとともに、個別相談および生活に運動を定着させる等の支援を実施する。	○地域拠点型教室 ・個人(青葉、太白、若林、泉):126回、延べ1223人 ・団体:60回、延べ590人 ○施設支援型教室 9回、延べ163人 ○教室修了者フォローアップ 13回、延べ208人	○地域拠点型教室 ・個人(青葉、太白、若林、泉):162回、延べ1288人 ・団体:73回、延べ678人 ○施設支援型教室 10回、延べ129人 ○教室修了者フォローアップ 16回、延べ219人	事業の拡大と共に、参加者数が増加している。障害のある方へ運動を中心とした健康づくりの機会を提供することができた。地域拠点型の団体利用では他団体との共同利用を通じて、場の共有、相互支援をしながら他施設間の交流の機会の場を増やすことができた。	青葉、泉区以外の会場の環境、交通の便が悪く、利用しづらい状況にある。会場の見直しも含め、地下鉄沿線での5区の拠点づくりを目指す。団体利用において職員自身にも健康づくりに対する理解が深まるよう働きかける。
	79	健康政策課(健康増進センター)			障害者健康づくり教室(若年者軽度知的障害者)	支援学校在校生および卒業生の健康づくり、余暇活動の充実と社会資源の活用とする。	・地域拠点型教室(夕暮れエクササイズ) 38回、延べ279人 ・施設支援型教室(支援学校) 36回、延べ235人	・地域拠点型教室(夕暮れエクササイズ) 41回、延べ494人 ・施設支援型教室(支援学校) 22回、延べ194人	支援学校内での活動から、社会参加へ移行するモデルとなった。夕暮れエクササイズでは保護者主体の取組みで学園祭等教室外での活動ができた。	夕暮れエクササイズを自主グループ化し、新たな社会資源を創出していく。
	80	健康政策課(健康増進センター)			障害者運動サポーター養成研修会	障害者の健康増進を支援するために必要な運動に関する知識・技術・実践力の習得と支援者の養成を目的とした研修会を開催する。	・養成研修会 6回、延べ88人 ・教室におけるサポーター活用 118回、延べ234人	・スキルアップ研修会 3回、延べ55人 ・教室におけるサポーター活用 112回、延べ204人	養成講座受講者は増えており、サポーターの活動の場や活動方法を試行的に実施することができた。	サポーターのスキルアップと教室での継続的な活用を行い、障害者健康づくり事業のモデルを構築する。
	81	健康政策課(健康増進センター)			調査・研究・開発	障害特性を考慮した運動プログラムや体力測定法、ツールを開発する。	三障害それぞれの特性を考慮した運動プログラムの検討及び実践を行った。また、事業でのツール開発を行った。	三障害それぞれの特性を考慮した運動プログラムの検討及び実践を行った。また、事業でのツール開発を行った。	調査研究により運動プログラムとツールが蓄積されている。今後、その情報を広く発信し、活用してもらうための働きかけが必要である。	蓄積してきた運動プログラムとツールについて情報としてまとめ、発信していく。
	82	健康政策課(健康増進センター)			ネットワーク事業	障害者を地域で支援する関係機関とのネットワーク会議に参加し情報交換や連携を進める。	・各区ネットワーク会議等への参加 5区、88回	・各区ネットワーク会議等への参加 5区、84回 ・連携事業 5回、延べ5,999人	重複障害等様々な課題を抱える当事者の健康課題解決へ向け、関係機関と連携し、10件以上の取組みを行うことができた。	関係機関との連携を広げ、健康づくり啓発と効果的な支援を行う。
	83	健康政策課(健康増進センター)			障害者団体出前講座	障害者の健康づくりを啓発・支援することを目的に職員を派遣する。	12回、431人	9回、185人	地域で活動している障害者施設や団体などの求めに応じて体力測定やストレッチングなどの運動支援を行うことで、障害のある方の健康づくりに関する周知、啓発が図られた。	当事者以外にも、施設職員や家族、支援者、一般へ向けて啓発していく。
③ 精神疾患等の早期発見・早期支援の推進										
	84	障害者支援課	◎		精神障害のある方の地域社会交流促進(再掲:整理番号4)	精神障害当事者による講演活動(スピーカーズビューロー活動)を中心とした精神障害者地域社会交流促進事業の継続的な実施(精神疾患・精神障害に対する正しい知識と適正な態度の醸成を目的とし、全市的な取組みのコーディネート機能と地域に根ざした形での普及啓発活動に取り組むためのプログラム開発等を主に行う)【1(1)①参照】	精神障害当事者により講演活動を中心とした、精神障害の知識の普及啓発を行った。 ・講演回数:25回 ・聴講者数:860名	○精神障害当事者により講演活動を中心とした、精神障害の知識の普及啓発を行った。 ・講演回数:28回 ・聴講者数:1,131人	スピーカーズ・ビューローは偏見除去の効果が極めて高いことが知られているが、国内でも先進的な取組みであり、普及啓発手法としての一般化のためには更なる知見の蓄積が必要である。特に、疾病体験を聴衆に語る技能・技術を習得した精神障害者の育成が重要である。	スピーカーズ・ビューローの手法を一般化させるために、語り手となり得る人材の育成に今後も取り組む。

方針	整理番号	H28担当課	重点プロジェクト	モニタリング対象事業(★)	事業名	事業概要	平成26年度実績	平成27年度実績	平成27年度実績に対する評価	課題と今後の方向性	
	④ 自殺予防の推進										
	85	精神保健福祉総合センター			仙台市こころの絆センター(自殺予防情報センター)	自殺を考えている方や自殺未遂者、遺族等の相談に応じ、必要に応じて適切な相談窓口につなげるとともに、地域における人材育成や情報発信、各種広報等により、自殺対策の推進を図る。さらに、震災後の心のケア事業と連動し、被災者の孤立予防および自殺予防を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談:435件 ・相談会開催:25件 ○人材育成として研修会の開催や講演会等への講師派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・研修会:2回開催 ・講師派遣:6回実施 ○被災者支援として、普及啓発・人材育成、区等との協働による訪問支援を実施。 ○若年層向け普及啓発活動として、学生をメンバーとした検討会を開催し、「クリアファイル」「リーフレット」を作成した。 ○勤労者対策として、職場のメンタルヘルス支援事業や研修講師の派遣、会報による普及啓発を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談:644件 ・相談会開催:75件 ○研修会の開催や講演会等への講師派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・研修会:3回 ・講師派遣:2回 ○被災者支援として、普及啓発・人材育成、区等との共同による訪問支援を実施。 ○若年層向け普及啓発活動として、大学生をメンバーとしたYELLを運営し、ミニ講義、学園祭でのPR活動、啓発用ボールペンを作成した ○勤労者対策として職場のメンタルヘルス支援事業や研修講師の派遣、会報による普及啓発を実施した。 	<p>電話相談者の8割が本人であり、男女比では7割が女性を占めている。また既往歴者が6割で通院してはいるが生きにくさを抱える相談が多い。ハイリスク者向けのリーフレットを作成し消防救急へのPRを行った。</p>	<p>相談件数の増加に伴い、絆センターの職員だけでは対応しきれず、他の職員の応援も必要となり電話相談の体制の見直しが必要となっている。一方で、未遂者支援としての消防救急への働きかけも継続して行っていく。</p>	
	86	障害者支援課			自殺予防推進(関係機関・団体等の有機的な連携)	自殺対策を総合的に推進するために、関係機関・団体等が互いに綿密に連携し合い一体となって対応する体制づくりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市自殺対策連絡協議会開催 平成26年8月27日開催、委員15人出席。 ・かかりつけ医等心の健康対応力向上研修会事業 2回コース、計101人参加 (1回目55人、2回目46人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺総合対策庁内連絡会議 平成27年5月29日開催 ・仙台市自殺対策連絡協議会 平成27年6月29日開催、委員17人出席。 ・かかりつけ医等心の健康対応力向上研修会事業 2回コース、計79人参加 ・自殺対策一未遂者等ハイリスク者対策(研修会)計2回実施。 ・自殺対策一未遂者等ハイリスク者対策(検討会)計3回実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策連絡協議会において、本市の自殺対策事業の取組み状況や、各委員の事業内容について、意見交換を行い、相互連携の必要性について共有を図れた。 ・医師等を対象とした研修会において、連携のポイントと実践をテーマとして取り上げ、実践における対応を検討することができた。 ・ハイリスク者対策において、支援が途切れることがないよう、各関係機関との連携のあり方について検討することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会委員とのつながりを活かし、本市の自殺対策に対して、助言や協力を得ながら、相互連携を図りつつ、自殺対策事業の拡充を図る。 ・ハイリスク者等への支援が充実するように、各関係機関との連携や支援者の支援力向上研修などを継続的に実施していく。 	
⑤ 精神科救急システムの整備											
	87	障害者支援課	◎		新市立病院整備(精神科救急システムの整備)	心の問題や精神疾患を抱える市民が安心して生活できるよう、新市立病院内に単科精神科病院では対応が難しい身体疾患と精神疾患をあわせ持った救急患者を受け入れる態勢を整えるなどにより、精神科救急システムを整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度末に常勤医1名が辞職し、常勤医不在となる。 ・平成26年11月に新市立病院が竣工、通常診療を開始した。 ・精神科についても、入院病床50床が整備されたが、常勤医の確保ができなかったため、稼働させることができなかった。 ・非常勤医のみの診療体制の中では、総合病院精神科医療連絡協議会を開催する環境はなく開催を見送った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月に東北大学精神科より常勤の精神保健指定医1名が着任。 ・年度中盤より入院病床50床のうち10床程度を稼働。 ・宮城県精神保健福祉審議会において精神科救急システムについての審議状況から、総合病院精神科医療連絡協議会の開催は見送った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科救急システム整備は、健康福祉局と市立病院との協働で取り組む事業であることに鑑み、市立病院精神科と障害者支援課との密な情報交換が必要であり、そうした機会を設ける必要がある。 ・稼働する10床については、県内の精神科単価病院に入院中で身体合併症を併発した患者を中心に受入れており、県内の精神科医療体制にとって重要な役割を果たし始めている。 	<p>東北大学医学部精神科から、安定的に医師の供給が受けられるよう、良好な関係の構築が絶対に必要である。あらゆる機会を捉えて良好な関係づくりに取り組む。</p>	
3	誰もが安心して地域で生活できる環境の整備										
	(1) 地域で生活していくための環境整備										
	① 地域生活支援のための拠点の整備										
	88	障害者総合支援センター			障害者総合支援センター整備	従来の更生相談所機能に加え、障害のある方の地域生活を支援するための総合的なリハビリテーションの中核を担う専門機関として、健康増進センターの機能見直しに合わせて整備する。		平成25年1月1日 障害者総合支援センター開所(平成24年度に移転・整備終了)			
	② 住まいの場の確保等地域移行支援										
	89	北部発達相談支援センター	◎		障害特性に応じた「住まいの場」の確保に向けた支援	重度の知的障害を伴う自閉症や重症心身障害等の重い障害がある方の「住まいの場」の確保を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害のある自閉症児が入居しているグループホームを運営する社会福祉法人等を訪問し、先進地の現況を視察した。 ・関係部署と随時打ち合わせを行い、情報の共有を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や関係各課と随時打ち合わせを行い、情報を共有した。 ・発達障害児者の地域生活を支える支援者の養成や支援ネットワークの形成を目的に、支援者向けの研修会を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害者向けのグループホームの設置や運営にかかる課題をある程度整理できた。 ・経験年数や支援力に応じたきめ細やかなプログラムを組むことにより、地域の支援力向上に寄与できた。 	<p>強度行動障害対応型グループホームの整備が求められており、引き続き諸問題の整理や実現可能性についての検討を行う。</p>	
	90	障害者支援課		★	重度心身障害のある方の住宅改造	重度心身障害のある方の住環境を整備するための改修費を助成する。	助成件数:1件	助成件数:4件	本事業の実施により、重度障害者の日常生活の安全の向上に資することができた。	<p>障害を持つ方にとって安全で使いやすい住環境を整備することへのニーズは継続的に発生すると思われるため、必要とする方に適切に情報が届き、制度をご利用いただけるよう、今後も周知に努める。</p>	

方針	整理番号	H28担当課	重点プロジェクト(○)	モニタリング対象市単独事業(★)	事業名	事業概要	平成26年度実績	平成27年度実績	平成27年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	91	精神保健福祉総合センター	◎		精神障害のある方の退院促進支援	受け入れ条件が整えば退院可能な精神科病院入院者の宿泊訓練等を社会復帰施設に実施(委託)する等し、円滑な地域移行・定着を推進するとともに、支援を類型化し、退院促進や地域移行・定着につながるプログラム開発や体制整備について検討する。	・地域移行に向けた退院促進支援事業 利用者数:16人(内、新規3人) ・宿泊訓練事業利用者 実人数:1人、利用述べ回数:1回	平成26年度で事業終了		
	92	障害者支援課			知的障害のある方の自立体験ステイ	在宅の知的障害のある方が一定期間保護者の元を離れて地域生活を体験することにより、グループホーム等での自立生活の実現を支援する。	・登録者数:45人 ・宿泊回数:1,288泊	・登録者数:24人 ・宿泊回数:460泊	実施事業者が減ったため、前年度と比較して実績は大幅減となった。	平成27年度中に実施事業者がなくなったため、短期入所やレスパイト事業、グループホーム体験利用等といった類似事業を踏まえ、事業のあり方について検討を進める。
	93	都市整備局住宅政策課			市営住宅建替事業における重度身体障害者世帯向け(車いす)住宅の設置	老朽化した市営住宅の建替事業において、手摺、流し台等の諸設備について、身体障害者等の生活に配慮した設計の重度身体障害者世帯向け(車いす)住宅を供給する。		重度身体障害者世帯向け(車いす)住宅2戸の整備を含む鶴ヶ谷第一市営住宅第四工区建設工事その1に着手した。	鶴ヶ谷第一市営住宅第四工区建設工事その1に着手したことで、障害のある方が自立した生活を送るための基盤となる住まいの整備促進につながった。	現在取り組んでいる鶴ヶ谷第一市営住宅建替事業の完了時には、4戸増の78戸になる予定であり、今後も建替事業に併せて継続的に供給を行っていく。

③ 地域住民同士の支え合いの体制構築

	94	障害者支援課			地域生活支援ネットワーク会議、連絡調整会議	区毎に地域課題や特性に応じた対応のあり方を検討する地域生活支援ネットワーク会議や専門相談機関での連絡調整会議等により、障害のある方への支援のネットワークづくりを図る。	地域生活支援ネットワーク会議の開催 ・開催回数:58回 ・参加者数:860人	各区に自立支援協議会に設置されたことに伴いNo.26に集約		
	95	社会課			地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワーク活動の推進	障害のある方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、民生委員やボランティア団体等と連携して、安否確認や生活支援を行う。	各地区社協が実施する下記の事業を推進。 ・小地域福祉ネットワーク活動推進事業 104地区社会福祉協議会で実施(見守り、生活支援活動、サロン活動等) ※子育てサロン実施地区:47/104 ・地域福祉活動推進員設置事業 103地区社会福祉協議会で実施 ・小地域福祉ネットワーク活動研修会 5区社会福祉協議会で実施 ・区地域福祉活動リーダー研修会 5区社会福祉協議会で実施	各地区社協が実施する下記の事業を推進した。 ・小地域福祉ネットワーク活動推進事業 全103地区社会福祉協議会で実施(見守り、生活支援活動、サロン活動等) ※障害者サロン実施地区数:32/103 ・地域福祉活動推進員設置事業 全103地区社会福祉協議会で実施 ・小地域福祉ネットワーク活動研修会 市社会福祉協議会各区事務所で実施 ・区地域福祉活動リーダー研修会 市社会福祉協議会各区事務所で実施	障害のある方も参加対象としたサロンを通して交流することにより、情報交換や仲間づくり等へつながることができた。	今後も地域住民同士の支え合い、助け合い活動である地区社協が実施する見守り活動、サロン活動等の支援を継続的に進めていくとともに、小地域福祉ネットワーク活動の更なる展開を図る。
	96	社会課			民生委員児童委員による地域の見守り活動等	障害のある方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、相談、情報提供、見守り等を行う。	相談支援件数 合計41,470件 (うち障害者に関すること 2,324件)	相談支援件数:合計 43,251件 (うち障害者に関すること 2,424件)	全相談支援件数のうち、障害者に関することが全体の5.6%(前年度と同じ)となっている。相談件数は前年度から100件増えているが、全相談支援件数に占める割合をみると、まだまだ障害者へのかかわりが少ない。	研修や事例検討を通じて障害に対する理解を深めるとともに、専門機関に関する情報提供を行い、連携した支援ができる体制を作っていく。

④ 防犯対策の推進

	97	市民局市民生活課			障害のある方やボランティアに対する防犯講座	障害のある方やその家族、福祉施設の職員を対象とした防犯講座を開催するとともに、障害のある方と接する福祉関係者、ボランティア等に対して、障害のある方の犯罪被害防止に係る知識の普及を図る。	防犯講座の実施:7回 (仙台市防犯協会連合会との連携による)	防犯講座の実施:1回 (仙台市防犯協会連合会との連携による)	防犯意識の高揚、啓発を図ることができた。	引き続き、防犯講座等を通して、防犯意識の高揚、防犯知識の普及啓発を行っていく。
	98	市民局消費生活センター			消費者トラブル見守り事業の展開	障害のある方の消費者被害防止のため、障害のある方と接する機会が多い民生委員や関係団体等に対し、消費者被害の内容とその防止策について啓発を行う。	・各区の民生委員児童委員協議会委員会において、地域での見守りや消費者トラブルの現状について説明を行うとともに、各民生委員児童委員に消費者被害防止啓発資料(ゆたかなくらし2014年7月号)を配布した。 ・特別支援学校において消費者トラブル防止の出前講座を実施した。(1回)	・地区民生委員児童委員協議会会長を対象とした研修会において、地域での見守りや消費者トラブルの現状について説明を行った。 ・地域における見守り体制を強化し、高齢者や障害者の消費者被害防止を図るため仙台市消費者の安全を守る連絡協議会を開催し、関係機関相互の情報共有等を行った。 ・特別支援学校において消費者トラブル防止の出前講座を実施した。(1回)	民生委員に消費者被害防止の啓発を行うことにより、地域における見守りを強化することができた。 障害者と接する機会が多い関係機関と消費生活センターが連携しながら障害者の見守り等を行うことにより、障害者の消費者トラブルの未然防止・拡大防止が期待できるとともに、障害のある方も含めて、地域全体で支え合いながら安心して生活できる環境づくりに貢献できる。	障害者の支援に関わる方々との連携をさらに強化し、障害者ご本人や支援する方々向けの出前講座や消費者トラブル事例の情報提供など、実効性のある啓発活動を今後も実施していく。

(2) 誰もが生活しやすいまちづくりの推進

① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

	99	社会課			ひとにやさしいまちづくりの推進	ひとにやさしいまちづくり推進協議会により、心のバリアフリーの普及・啓発を行う。	バリアフリーの広報・啓発活動の実施。 ・福祉まつりウェルフェアへの参加(ブライندサッカー体験等) ・バリアフリー情報紙の発行	バリアフリーの広報・啓発活動の実施 ・福祉まつりウェルフェアへの参加(ひとにやさしいガチャ&クイズ等) ・まち歩きワークショップ・バリアフリー施設説明会等への参加 ・バリアフリー啓発ポスター作製 ・バリアフリー情報紙の発行	・福祉まつりウェルフェアでは、さまざまな世代の方々にクイズにチャレンジしていただき、バリアフリーに関心を持つきっかけづくりとなった。 ・障害者や高齢者とともにまち歩きワークショップ、バリアフリー施設説明会に参加し、施設等の整備状況の確認や意見交換を行うことで、当事者の意見を反映させることができた。 ・バリアフリー情報誌では、推進協議会におけるバリアフリーの取り組みについて掲載し、広報・啓発に努めた。	バリアフリーをめぐる環境の変化に合わせて、広報のデザインをリニューアルする等、市民への広報・啓発のあり方を工夫していく。
--	----	-----	--	--	-----------------	---	---	---	---	--

方針	整理番号	H28担当課	重点プロジェクト(○)	モニタリング対象事業(★)	事業名	事業概要	平成26年度実績	平成27年度実績	平成27年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	100	交通局業務課営業課			心のバリアフリー化の推進	心のバリアフリー推進のため、小中学生を対象とした交通バリアフリー教室の実施や利用者へのバリアフリーマナーアップの啓発、交通事業に従事する職員へのバリアフリー教育などを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 小学生を対象とした交通バリアフリー教室を開催。 バス・地下鉄車内へのマナーポスター・ステッカーの掲示によるマナーアップの啓発。(継続) 職員へのバリアフリー教育の実施。外部講師による研修会 高齢者・障害者の疑似体験研修 など 	<ul style="list-style-type: none"> 小学生を対象とした交通バリアフリー教室を開催。〈地下鉄・バス共同事業〉 交通バリアフリー教室 1回 78人参加 バス事業) 交通バリアフリー教室 2回 35人参加 バス・地下鉄車内へのマナーポスター・ステッカー掲示によるマナーアップの継続啓発。 外部講師による職員へのバリアフリー教室(高齢者・障害者の疑似体験)の実施 地下鉄事業) バリアフリー研修 1回 12人参加 	仙台市交通バリアフリー特定事業計画に基づき、計画どおり実施したことにより、「心のバリアフリー」に関し、着実に推進している。疑似体験等により直接感じ、考え、行動することができ、バリアフリーに対する理解と意識の高揚を図ることができた。	今後も各事業を継続実施することにより、バリアフリーに対する更なる理解と意識の高揚を図り、「心のバリアフリー」に関し、更なる裾野の拡大を目指す。地下鉄・バス共同事業実施回数の増加を検討していく。
② 容易に移動できる環境の整備										
	101	建設局道路計画課			交通安全施設等の整備	歩行空間の段差解消や視覚障害者誘導ブロックの敷設など、障害のある方が安全に安心して移動できるように、道路環境の整備を進める。	歩行空間の段差解消や視覚障害者誘導ブロックの敷設等、道路環境の整備を実施。 交通安全施設等整備事業 市道整備事業:51路線整備実施 国県道整備事業:5路線整備実施	歩行空間の段差解消や視覚障害者誘導ブロックの敷設等、道路環境の整備を実施した。 市道整備事業:52路線整備実施 国県道整備事業:6路線整備実施	歩道整備やバリアフリー化を行ったことで、道路環境整備の推進を図れた。	引き続き、だれもが安全に安心して移動できるように道路環境の整備を進める。
	102	都市整備局交通政策課			仙台市バリアフリー基本構想の策定	バリアフリー新法に基づいて、優先的に整備を図るべき地区の基本構想を策定し、バリアフリーの推進を図る。	仙台市バリアフリー推進協議会を開催し、地区別構想(泉中央地区・長町地区)を策定した。	仙台市バリアフリー推進協議会を開催し、地区別構想(北仙台地区)を策定した。	地区別構想(北仙台地区)を策定することで、バリアフリー推進に貢献できた。	仙台市バリアフリー推進協議会を継続的に開催しながら、これまで地区別構想を策定した地区について、バリアフリー化を進める特定事業の調整及び管理を行う。
	103	都市整備局公共交通推進課			低床バス車両等導入への補助	バス事業者に対して、低床バス車両の購入費の一部を補助する。	バス購入費の一部補助 大型ノンステップバス:34台 中型ノンステップバス:1台 計35台を補助対象として実施。	バス購入費の一部補助 大型ノンステップバス:38台 中型ノンステップバス:2台 計40台を補助対象として実施。	ノンステップバスの車両購入費を補助することにより、容易に移動できる環境の整備に向けて、バス車両の面から貢献できた。	今後も低床バス車両の購入費に対する補助を継続していく予定。
	104	交通局整備課・輸送課			バスのバリアフリー化の推進	ノンステップバスの導入やバス停留所への上屋・ベンチの設置等によりバリアフリー化を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> バス車両 ノンステップバスの導入:33両 バス停留所 電照式標識を設置:1箇所 上屋、ベンチを設置:9箇所 	<ul style="list-style-type: none"> バス車両 ノンステップバスの導入:27両 バス停留所 電照式標識を設置:16箇所 上屋、ベンチを設置:16箇所 	仙台市交通局バリアフリー特定事業計画に基づき実施したことにより、「容易に移動できる環境の整備」に関し、着実に推進している。	平成28年3月に策定された「第2期仙台市交通局バリアフリー特定事業計画(後期)」に基づき、引き続き「バスのバリアフリー化」の実施・推進を行っていく。
	105	都市整備局公共交通推進課			交通施設バリアフリー化設備整備への補助	鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化設備整備事業に対して、事業費の一部を補助する。	仙石線中野栄駅のバリアフリー化設備整備事業を補助対象として、事業費の一部を補助した。			今後も鉄道駅のバリアフリー化設備整備事業に対する補助を継続していく予定。
	106	交通局施設課			地下鉄のバリアフリー化の推進	車両への車いすスペースの設置や案内表示装置の設置を行うことに加え、駅の階段における段差の明瞭化や触知案内図、音声・音響案内設備の設置などによりバリアフリー化を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 自動改札機に車いすの方がそのまま通ることができる幅改札口を設置。 仙台駅及び長町一丁目駅の階段における段差の明瞭化を実施。等 	<ul style="list-style-type: none"> 勾当台公園駅、仙台駅、長町一丁目駅、長町南駅の「階段の段差明瞭化」を実施。 北四番丁駅、長町駅に「触知案内図」「音声・音響案内設備」を設置。 泉中央駅、勾当台公園駅のホームに「下りエスカレーター」を増設。等 	仙台市交通局バリアフリー特定事業計画に基づき計画通り実施したことにより、「容易に移動できる環境整備」に関し、着実に推進している。	第2期仙台市交通局バリアフリー特定事業計画(後期)の計画期間を28年度から32年度としており、計画に基づき、引き続き「地下鉄のバリアフリー化」の実施・推進を行っていく。
	107	障害者支援課			外出支援等のサービス提供	視覚障害により移動が非常に難しい方に、必要な情報の提供や援護等の外出支援を行う同行援護や、自己判断能力が制限されている方の危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う行動援護の障害福祉サービスの提供を推進する。【5(1)②参照】	<ul style="list-style-type: none"> 同行援護 延べ利用者数:2,333人 行動援護 延べ利用者数:123人 	<ul style="list-style-type: none"> 同行援護 延べ利用者数:2,436人 行動援護 延べ利用者数:144人 	同行援護・行動援護ともに、実績の大幅な伸びはないものの、障害特性に応じた外出支援を安定して実施できた。	外出に支援を要する方が社会参加等を積極的にこなせるよう、今後も制度の周知に努める。
	108	障害企画課	★		リフト付自動車運行への助成	一般の交通手段の利用が困難な障害のある方の社会参加を促進するため、福祉有償運送実施団体へ経費の一部を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> 助成対象団体:3団体 利用会員数:335人 利用回数:3,350回 	<ul style="list-style-type: none"> 助成対象団体:1団体 利用会員数:374人 利用回数:1,446回 	福祉有償運送実施団体への支援を行うことにより、一般の交通手段の利用が困難な、障害のある方の外出や社会参加の促進が図られ、容易に移動ができる環境の整備につながっている。	長期的な事業継続のため、随時、対象となる団体の運営状況の分析等を行っていく。
	109	障害者支援課	★		ガイドヘルパーの派遣	全身性障害のある方にガイドヘルパーを派遣し、病院や公的機関に行く場合などの付添を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 利用登録者数:63人 派遣件数:402回 	<ul style="list-style-type: none"> 利用登録者数:67人 派遣件数:307回 	全身性障害者の外出及び社会参加の促進に寄与し、容易に移動できるよう支援することができた。視覚障害のある方については、同行援護に切り替えをさせていただいていることもあり今後も利用者や派遣件数等は減となることが予想される。	地域生活支援事業の移動支援等とのバランスを考えつつ、事業内容の検討を進める。
	110	障害企画課	★		障害のある方への交通費等の助成	障害のある方の社会参加の推進のため、対象者にふれあい乗車証(市営地下鉄・バス、宮城交通の無料乗車証)・福祉タクシー利用券・自家用自動車燃料費助成券のいずれかを交付し、移動に要する費用の一部を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい乗車証 交付人数:14,768人 福祉タクシー利用券 交付人数:10,695人 自家用自動車燃料費助成券 交付人数:6,667人 	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい乗車証 交付人数:12,755人 福祉タクシー利用券 交付人数:9,315人 自家用自動車燃料費助成券 交付人数:5,615人 	<ul style="list-style-type: none"> 各々の障害の状況に合った助成内容を選択し、多くの障害のある方が制度を活用し交通機関等を利用して、社会参加活動の促進が実現されている。 平成28年2月からふれあい乗車証のICカード化を行い利便性の向上につながっている。 	助成額は年々増加しており、制度の持続可能性が課題となっており、事業のあり方について検証を行っていく。
	111	障害企画課			自動車運転免許取得への助成・自動車改造への助成	障害のある方の社会参加の推進のため、自動車運転免許取得に要する費用及び身体障害のある方の自動車改造に要する費用の一部を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> 自動車運転免許助成:39件 自動車改造助成:42件 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車運転免許取得助成:33件 自動車改造助成:43件 	当該事業の実施により、障害のある方の自動車を利用した移動支援が促進されている。	障害のある方の社会参加促進のため、今後も引き続き実施していく。

方針	整理番号	H28担当課	重点プロジェクト	モニタリング対象事業(★)	事業名	事業概要	平成26年度実績	平成27年度実績	平成27年度実績に対する評価	課題と今後の方向性	
	③ コミュニケーション支援の充実										
	112	障害企画課			コミュニケーションの支援	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳相談員設置…市役所・各区役所に手話通訳者を配置し、聴覚障害のある方への各種通訳や相談等に応じる。 奉仕員養成研修…各種奉仕員等の養成講座を開講し(手話奉仕員・通訳者、要約筆記、点訳、朗読)、修了後同意書の提出があった方へ奉仕員証を発行する。 手話奉仕員等派遣…聴覚障害のある方等の必要に応じ、手話奉仕員・通訳者、要約筆記者を派遣する。 	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳相談員 <ul style="list-style-type: none"> 市役所・各区役所等7ヶ所に配置。 各種奉仕員養成研修修了人数 <ul style="list-style-type: none"> 手話奉仕員(入門):18人 手話奉仕員(基礎):16人 手話通訳者:5人 点訳:9人 朗読:2人 手話奉仕員等派遣者数 <ul style="list-style-type: none"> 手話奉仕員・通訳者:1,044人 要約筆記:110人 	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳相談員 <ul style="list-style-type: none"> 市役所・各区役所等7ヶ所に配置。 各種奉仕員養成研修修了人数 <ul style="list-style-type: none"> 手話奉仕員(入門):19人 手話奉仕員(基礎):15人 手話通訳者:5人 点訳:11人 朗読:2人 手話奉仕員等派遣者数 <ul style="list-style-type: none"> 手話奉仕員・通訳者:1,118人 要約筆記:120人 要約筆記者養成研修修了人数:27人 盲ろう通訳介助員養成研修修了人数:12人 盲ろう通訳介助員派遣者数:411人 	各奉仕員および通訳者養成研修や派遣など、ほぼ例年通りの実績であり、視覚や聴覚等に障害のある方へのコミュニケーション支援を行うことができた。新たに、市外への通訳者派遣を認め、より利用者のニーズに応じた派遣ができるよう体制を整備した。	奉仕員への関心を高めるとともに講座の周知を行い、受講者増加につながる取り組みを検討していくとともに、受講者と聴覚障害者や現役通訳者との交流の機会を設け、奉仕員の技術や活動意欲の向上を図る。派遣については、利用者の増加やニーズの多様化に対応していけるよう、派遣体制の確保を図っていく。	
	(3) 震災を踏まえた災害対応の強化										
	① 災害に備えた対策の推進										
	113	消防局総務課(予防課)			視覚障害のある方に対する防火防災等災害対策広報用音声メディア(テープ・CD)の配布	年1回防火防災等災害対策広報用音声メディア(テープ・CD)を作成し、訪問防火指導時に配布する。	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害のある方を対象に、音声による防火広報を行った。 テープ80本、CD70本の計150本を作成配布。 視覚障害者22世帯に対しては予防課員が訪問防火指導時に渡し、他128本については視覚障害者協会から対象世帯への配布を依頼した。 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害のある方を対象に、音声による防火広報を行った。 テープ47本、CD124本の計171本を作成配布。 視覚障害者15世帯に対しては予防課員が訪問防火指導時に渡し、他156本については視覚障害者福祉協会から対象世帯への配布を依頼した。 	防火防災等災害対策広報用音声メディア(テープ・CD)の内容については、防火・防災パンフレットに沿ったものとなっている。視覚障害者に分かりやすく広報するためにテープ・CDを作成・配布することにより、防火防災普及啓発の向上と理解を図ることができた。	テープやCDによる防火防災の広報や情報提供を引き続き実施していく。	
	114	健康福祉局社会課	◎		災害時要援護者情報登録制度	本人からの申出により災害時要援護者として登録した方に関する情報を町内会や民生委員等に提供することにより、地域における取り組みを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 町内会をはじめとする地域団体等へ年4回(6月・9月・12月・3月)災害時要援護者リストを配布 地域向け資料の増刷・配布を行ったほか、地域団体等の会議や地域懇談会等で説明を行うなど、地域への制度周知や取り組み支援を行った。 在宅高齢者世帯調査、各種福祉サービス手続き(障害者ふれあい乗車証交付及び障害者福祉タクシー利用助成、障害者自家用車燃料費助成などの案内)に合わせて、必要な方への登録勧奨を行った。 平成26年度末時点の登録者数:14,200人 リスト提供先町内会数:1,219団体	<ul style="list-style-type: none"> 町内会をはじめとする地域団体等へ年4回(6月・9月・12月・3月)災害時要援護者リストを配布。 登録情報の管理や提供方法について、一部見直し実施 <ul style="list-style-type: none"> ①住基情報との照合により死亡・転居等の情報を反映できるようシステム改修を行い、より正確な登録情報の提供が可能になった。 ②地域で名簿を管理しやすいよう、年1回全件リストを提供することとした。 在宅高齢者世帯調査、各種サービス手続きに合わせ、必要な方へ登録勧奨 平成27年度末時点の登録者数:13,200人 リスト提供先町内会数:1,146団体	<ul style="list-style-type: none"> 75歳以上高齢者については、平成25年度以降在宅高齢者世帯調査に合わせて登録勧奨を実施することで登録が進んでいると考える。74歳以下の障害者についても、各種福祉サービス手続きに合わせて窓口での勧奨を行うなど、制度周知に努めた。 全町内会の95%以上がリストを受領しており、地域における支援体制づくりが進められてきている。 住基情報との照合による死亡・転居等の反映、年1回の全件リスト配布などの見直しにより、リスト掲載情報の正確性や管理性が向上した。 	リスト未受領の町内会は5%以下にまで減少しているが、町内会未加入マンションや町内会組織が設立されていない地域といった町内会空白地域への対応についても今後検討していく必要がある。	
	② 災害時の支援体制の整備										
	115	健康福祉局総務課	◎		福祉避難所の拡充・機能強化	介護など個々の対応が必要となるため、指定避難所での対応が困難な方の避難先となる福祉避難所について、介護施設等との協定の締結を進め、数を増やすとともに、資機材や備蓄物資の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 食糧・飲料水の備蓄:6施設 防災行政用無線の設置:3施設 協定締結施設:5施設 福祉避難所への介護員派遣マニュアルの策定 	<ul style="list-style-type: none"> 食糧・飲料水の備蓄(指定管理施設):3施設 食糧・飲料水の備蓄補助(民間施設):15施設 防災行政用無線の設置:4施設 協定締結施設:4施設 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者支援施設や介護老人保健施設などの社会福祉施設と、福祉避難所としての協定を締結する数を増やし、福祉避難所を円滑に運営するための環境整備を推進することができた。 必要な物資等の備蓄や防災行政用無線の設置など、福祉避難所としての機能拡充をすることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時には、人員を派遣できるよう福祉避難所への介護員の派遣協力に関する協定を締結する等環境を整えているが、人員を確保することが困難な場合も想定されることから、福祉避難所を開設できる人員確保策を、施設運営団体や各運営法人内において検討してもらう必要がある。 障害者の避難先の確保に向けて障害者支援施設等との協定締結を進めていく必要がある。 	
	116	危機管理室防災計画課	◎		地域での災害時要援護者支援体制の整備促進	「災害時要援護者避難支援プラン」の策定により、災害時に援護を要する方々が安心して避難できるよう、地域での支え合いによる取り組みを促進する。	<ul style="list-style-type: none"> 地域での取り組みを進めるための資料集「災害時要援護者支援の進め方」を研修会等にて配付 仙台市避難所運営マニュアルの地域説明等の中で、災害時要援護者支援について説明 	地域向け手引き「災害に備える地域支え合いの手引き—災害時要援護者支援の進め方」を作成・配布し、各区町内会長研修会等で説明するとともに、本市ホームページにも掲載し、取り組みの促進を図った。	地域向け説明資料を作成・配布し、支援体制づくりの取り組みの主体となる町内会や民生委員等の地域団体に対して、制度の周知と理解を進めることができた。	実際の取り組みの進め方について課題を抱えている地域も多いことから、引き続き支援アドバイザー制度などを活用しながら地域からの相談に対応していくほか、取り組みの参考となる事例集を作成するなど、より多くの地域で支援体制が進むようバックアップしていく。	
	117	消防局総務課(管理課)	◎		災害時における情報提供体制の整備促進	災害の発生時に障害のある方が迅速かつ正確に情報を把握できるよう、災害に関する情報をインターネットや電子メールなどで提供する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月3日及び7月12日の津波注意報発表時に、メール及びウェブにて注意喚起を行った。 日常、市内で発生する火災、救助、自然災害等で消防車両が出場する災害等の情報、宮城県で震度3以上が観測された場合の震度情報、仙台市東部及び仙台市西部に発表される気象警報等に関して情報提供を行った。 	平成27年9月から、土砂災害警戒情報、竜巻注意情報、記録的短時間大雨情報について新たに情報を掲載・配信した。	災害発生及び警報等の発表時から遅れることなく、迅速に情報を提供することができた。	より多くの方に災害に関する情報を提供できるよう、今後もサービスの周知に努める。	
	118	障害企画課		★	障害者災害対策推進	災害時において障害者を支援する人的体制の整備促進のため、障害者に対する避難、誘導等に対応できるボランティアの養成・研修を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 災害時専門ボランティアの第3回国連防災世界会議パブリックフォーラムへの参加 <ul style="list-style-type: none"> 参加者:42人 仙台市総合防災訓練への参加 <ul style="list-style-type: none"> 参加者:4人 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における専門ボランティア養成研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> 参加者:49人 災害時専門ボランティア(手話、点訳、朗読、移動新)の登録・更新:H27年度末登録者数152名 	災害時における専門ボランティア養成研修会の開催等により、災害時に専門ボランティアの意識の向上と迅速に機能するための体制づくりを進めることができた。	専門ボランティアが災害時により円滑に機能できるよう、登録者数増加に関する取組みを検討する。	

方針	整理番号	H28担当課	重点プロジェクト	モニタリング対象事業(★)	事業名	事業概要	平成26年度実績	平成27年度実績	平成27年度実績に対する評価	課題と今後の方向性	
	③ 災害時におけるサービス提供体制の確保										
	119	障害企画課			事業継続計画(BCP)策定の普及・啓発	災害発生時に障害福祉関係事業者が、迅速に対応し、サービスの継続実施、またいち早くサービスを再開できるよう、事業継続計画(BCP)の策定について普及啓発する。	事業継続計画(BCP)の策定を促進する研修会を実施した。 ・BCP研修(平成26年8月25日(月)) 参加者:123人	事業継続計画(BCP)の策定を促進する研修会を実施した。 ・BCP研修(平成27年8月26日(木)) 参加者:80人	BCPの策定に関する研修を実施により、事業者等が計画策定への意識を持つきっかけづくりができた。	今後は実際の策定方法等に関する研修を行っていく必要がある。	
	120	障害者支援課	◎		物資の備蓄や非常用発電設備の設置	障害者福祉センターに自家発電設備等を配置、支援物資を備蓄するなど、防災中核拠点として整備する。	・若林障害者福祉センター自家発電装置設計・工事等:24,029,360円 ・若林障害者福祉センター防災備蓄倉庫・災害対応備品購入:1,417,432円	・泉障害者福祉センター自家発電装置設計・工事等:25,975,240円 ・泉障害者福祉センター防災備蓄倉庫・災害対応備品購入:1,628,584円	計画通り泉障害者福祉センターにも自家発電装置設置、防災備蓄倉庫購入等を実施することができ、障害者福祉センター4ヶ所全てを整備したことにより、災害発生時における障害者の防災中核拠点機能の充実を図ることができた。	(事業完了)	
	121	消防局総務課(管理課)			119番緊急通報の強化	聴覚・言語障害がある方による電子メールやFAXでの119番緊急通報の受付を行う。	平成26年度実績なし。	・電子メール:0件 ・FAX:1件	視覚・聴覚障害のある方に対し、緊急通報受付の体制を確保することができた。	現在まで課題なし。 総合防災情報システムを平成30年7月に更新予定であるため、それまでは現状を維持して運用していくものとする。	
	122	障害者支援課		★	重度身体障害者緊急通報システム	ひとり暮らしの重度身体障害のある方に通報装置を貸与し、安全確保と不安解消を図る。	設置台数:52台(平成26年度末時点)	設置台数:56台(平成27年度末時点)	ひとり暮らしの在宅重度身体障害者に対し、民間警備会社に通報できる機器を貸与し、緊急時の連絡手段を確保することにより、日常生活の安全の確保と不安の解消を図ることができた。	・ひとり暮らしの障害者が自宅での生活を安心して継続していけるよう、本制度の周知広報を通じ利用促進を図る。	
	4 就労や社会参加による生きがいつくり										
	(1) 多様な就労による生きがいつくり										
	① 多様な就労の場の創出										
	123	障害者支援課		★	施設等自主製品の販売促進	施設自主製品の販売促進を図る「障害者販売業務訓練等事業」を行う社会福祉法人に補助金を交付するほか、授産製品の販売促進と障害のある方の社会参加を図るため、区役所や市民広場等において展示販売会を開催する(ふれあい製品販売)。	○障害者販売業務訓練等事業 ・訓練者数:6人 ・販売実績:6,086,243円 ○ふれあい製品フェア(市民広場) ・5回開催、延べ151施設参加 ○ふれあい製品販売会 ・延べ718日開催、延べ1,190施設参加	○障害者販売業務訓練等事業 ・訓練者数:4人 ・販売実績:5,527,317円 ○ふれあい製品フェア(市民広場) ・6回開催、延べ180施設参加 ○ふれあい製品販売会 ・延べ786日開催、延べ1,315施設参加	障害者の社会体験・就労訓練の場を確保するとともに、ふれあい製品の販売の場を確保した。訓練者数の実績は前年比2名、販売実績は前年比558,926円の減であった。	・事業開始当初と比較して、就労移行支援及び就労継続支援の事業所が市内に増加しており、障害者の就労訓練の場が充実してきている状況にある。一方で、授産製品(ふれあい製品)の販売促進は、障害者の多様な就労環境の確保と経済的自立の促進を図る観点から重要である。 ・H28年度においては、H27年度から実施してきた「ふれあい製品フェアを盛り上げる会」の取組みを「福祉的就労ステップアップ事業」(事業No123)の中で引き続き実施する。	
	124	障害者支援課			障害者在宅就労の促進	障害のある方の在宅就労に関する総合的なサービス拠点として、バーチャル工房「せんだい庵」を設置し、知識や技術を習得するための講座の開催や企業からの受注促進の取組み等を実施する。	障害のある方のためのITによる在宅就労訓練講座 ・9講座、受講者数延べ29人	障害のある方のためのITによる在宅就労訓練講座 ・9講座、受講者数延べ32人	本事業と関連してせんだい庵が行っている受注業務の需要動向に応じて、適宜講座内容の見直しや組み換えを行っており、受講後の受注を視野に入れたスキルの習得が図られている。	本事業でスキルを身に着けた後は、せんだい庵を通じて受注した業務の対応に当たっていただくことになるが、就労・転居等の理由で業務対応に当たれる方が十分に増えていない状況がある。このため、新規受講者の開拓や受講後のサポートを行い、主力者の増加につなげるとともに、受注業務の拡大を図る。	
	125	障害企画課			知的障害者チャレンジオフィス	知的障害のある方を非常勤嘱託職員として雇用し、一般就労へ向けた支援を行うとともに、障害程度や能力に応じた適切な業務内容、業務量等の検討を行う。また、その取組の成果を企業に紹介することにより、知的障害のある方の雇用促進を図る。	・平成26年4月:3人採用 ・平成26年10月:3人採用 平成26年4月、7月、12月、平成27年1月にそれぞれ1人ずつ一般就労。	・平成27年4月:3人採用 ・平成27年10月:3人採用 平成27年10月に1人一般就労。	・一般就労に向け、知的障害者非常勤嘱託職員が様々な経験を積むことができた。	チャレンジオフィス職員には、知的障害に加え発達障害を重複する職員も増えてきており、今後は障害特性に応じた支援方法等をより一層検討していく必要がある。	
	126	人事委員会事務局任用課			身体障害のある方を対象とした仙台市職員採用選考	身体障害のある方の雇用促進を図ることを目的とした職員採用選考を実施する。	事務と学校事務の職種で選考を行った。 ・申込者数 事務:16人、学校事務:11人 ・受験者数 事務:14人、学校事務:10人 ・最終合格者数 事務:3人、学校事務:1人 ・平成26年度から、年齢要件の上限を引き上げた。	事務と学校事務の職種で選考を行った。 ・申込者数 事務:28人、学校事務:25人 ・受験者数 事務:25人、学校事務:23人 ・最終合格者数 事務:5人、学校事務:2人	平成26年度までは受験者数が減少傾向にあったが、同年度に行った受験資格の年齢要件の緩和により、申込者数及び受験者数が大幅に増加した。	広報活動により、選考に関する周知を行い、さらに受験者が増えるよう努める。 年齢要件緩和の効果を踏まえ、さらに多くの方が受験しやすい環境を整備できるよう受験資格について検討を重ねる。	
	② 就労促進に向けた普及啓発										
	127	障害者支援課			障害者雇用促進貢献企業の表彰	障害のある方を積極的に雇用し、働きやすい職場環境をつくる取組みを行う事業者に対し、市長より感謝状を贈呈すると共に、その取組みを広く事業者や市民に紹介し、障害のある方への理解の促進・雇用創出を図る。	応募総数:4件 (株)万代、(株)リヴァイヴ、(株)コスモリネンサプライの3社を表彰した。	応募総数:3件 ・医療法人泉整形外科病院、(株)かんぼ生命保険仙台事務サービスセンター、(株)清月記の3社を表彰した。	3事業所を表彰し、障害者雇用の実践例を広く、市民・企業等に紹介し、障害のある方の雇用について理解啓発が図られた。	法定雇用率の引き上げ等を背景とした障害者雇用についての企業の関心の高まりを踏まえ、感謝状の贈呈と合わせて行う企業の取組事例を紹介する雇用促進フォーラムについて、企業の参加割合を高め、より多くの企業に知ってもらおう場とするため、経済団体を通じて広報する等、企業への周知方法について工夫を行う。	

仙台市障害者保健福祉計画 掲載事業 実施状況

資料2

方針	整理番号	H28担当課	重点プロジェクト(○)	モニタリング対象市単独事業(☆)	事業名	事業概要	平成26年度実績	平成27年度実績	平成27年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	128	障害者支援課	◎		障害のある方の職業能力開発の促進	障害のある方の職業的自立を支援するため、福祉・教育・経済・労働等各分野が連携し、就労促進に向け、企業及び障害のある方のニーズや一人ひとりの態様に応じた職業訓練の推進を目的とした事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 雇用促進セミナー 5回開催 雇用促進のためのホームページの運営 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用促進セミナー 5回開催 雇用促進のためのホームページの運営 	障害者の雇用促進に向け、障害種別ごとのセミナーを開催する等、昨年度に引き続き、市民・企業等に対する理解啓発の強化を図った。	企業からの参加人数が増加傾向にあることから、本年度の状況を加味し、収容人数の面から会場の適宜見直しや、本市障害者就労支援センターと連携の上、雇用実績のある企業の見学会と組み合わせる等、ハード・ソフトの両面から充実を図っていく。
	129	市民局 市民生活課			勤労者福祉ガイドブック等発行	勤労者・事業者に対し労働関係情報を広く周知することを目的として発行しているガイドブック等に、障害のある方の雇用促進のための法律や制度、問い合わせ先を掲載し、制度利用の普及啓発を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 「働くみなさんのためのガイドブック」3,000部、「仙台・仕事探しガイドMAP」5,000部を発行。ハローワークや関係機関に配布を行った。 配布要望があった障害者就労支援センター等に配布を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 「働くみなさんのためのガイドブック」3,000部、「仙台仕事探しガイドMAP」5,000部を発行。ハローワークや障害者就労支援センター等、関係機関に配布を行った。 	労働条件や支援体制の啓発活動を行うことができた。	昨年度と同様、ガイドブック等発行を通して、労働条件や支援体制の啓発・広報を行っていく。
	130	障害者支援課	◎		福祉的就労ステップアップ事業	授産製品の販売促進・販路拡大による福祉的就労の充実をはかるため、授産製品・役務を一元的に紹介するホームページ等を活用した周知広報、施設職員が企画提案・営業を行うために必要なスキル向上のための研修等を実施	<ul style="list-style-type: none"> 就労継続支援B型事業所職員等を対象とした研修の実施：4回 企画力を生かした販売促進策として、専門家を招いての相談会等の実施：2回 ホームページ「ありすと仙台」の運営 訪問者数：72,701人(年間) 	<ul style="list-style-type: none"> 主な販路のひとつ「ふれあい製品フェア」を盛り上げることを目的に事業所職員向けの検討会議の開催…4日間 ふれあい製品フェアの売り上げ向上を目的とした研修会…4日間(検討会議と同時開催) ホームページ「ありすと仙台」の運営 訪問者数 65,781人(年間) 	停滞気味である「ふれあい製品フェア」をどのようにして盛り上げていくかについて、検討会議においてグループワークを中心に検討。その結果、ふれあい製品フェアでのスタンプラリーやワークショップの実施に至った。また、売上向上のためにPOPやディスプレイに関する研修会を開催したことで、フェアにおける商品展示の質向上に繋がった。	平成27年度開催した検討会議において、各回10～15事業所の参加があったものだが、「ふれあい製品フェア」は各回30程度参加があることを踏まえると、参加率は高くないといえる。今後は参加向上に向けて働きかけをしていく必要がある。あわせて、ホームページ「ありすと仙台」の訪問者も伸び悩んでいることから、ホームページの啓発活動も併せて取り組んでいく。
(2) 障害者就労支援体制の充実										
① 就労支援ネットワークの推進										
	131	障害者支援課			障害者就労支援センター運営	障害のある方の就労に関する相談、援助、啓発等を行うことにより、障害のある方の就労を総合的に支援し、雇用促進及びその職業の安定を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象者：497人 (身体67人、知的152人、精神205人、その他73人) 相談件数(延べ)：12,839件 新規就労者数：23人 	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象者：517人 (身体86人、知的137人、精神217人、その他77人) 相談件数(延べ)：12,414件 新規就労者数：25人 	<ul style="list-style-type: none"> 相談については、昨年に続き企業からの相談が高い水準で推移し、職場訪問の件数が伸びている。 定着支援の取組みもあり、離職者数が減少している。 企業と就労移行支援事業所とを結びつける見学会等の取組みにおいて、職場開拓につなげることができた。 	法定雇用率の引き上げ等を背景とした障害者雇用についての企業の関心の高まりや、精神障害者の就職件数の増加傾向を踏まえ、企業の理解を高め、より効果的に障害者雇用に関与するための企業支援の充実や職場定着に向けた就労継続への支援の強化に取り組んでいく。
	132	障害者支援課			就労支援連絡会議の開催	障害者就労支援センターにおいて、就労支援に携わる関係機関とともに、発達障害、高次脳機能障害、視覚障害のある方等の就労支援に関する連絡会議を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業所連絡会議 4回開催 障害者就労支援連絡会議 5回開催 	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業所連絡会議 3回開催 障害者就労支援連絡会議 3回開催 	就労移行支援事業所への支援を重点的に行い、市全体の就労支援スキルの向上と連携体制の強化を進めた。	引き続き就労移行支援事業所等の支援スキルを高める取組みや移行支援事業所と企業とを結びつける企画を推進していく。
② 個別ニーズに対応できる支援体制の整備										
	133	障害者支援課		☆	精神障害のある方の社会適応訓練	協力事業所(委託)において、精神障害のある方が一定期間生活指導や訓練を受けることにより、集中力、環境適応能力等を養い、社会復帰、経済活動への参加を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> 登録事業所数：60事業所 訓練実施事業所：3事業所 訓練実施者：4人 	<ul style="list-style-type: none"> 登録事業所数：60事業所 訓練実施事業所：2事業所 訓練実施者：2人 	訓練利用者のニーズに即した訓練先事業所との適切なマッチングを行い、効果的な訓練を行った。また、就労支援センターが本事業の窓口として関係機関との連携調整を行うことにより支援力の向上に結び付いた。	平成24年4月1日に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律が改正され、本事業に関する根拠規定が削除されている。このことは、近年、障害福祉サービス事業である就労移行支援事業の体制整備が図られる等して、本事業とは別に就労支援や職業訓練が充実してきていることが背景にある。他都市では本事業を廃止している例もあるため、本市についても当該事業の在り方について検討していく必要がある。
	134	障害者支援課			知的障害のある方の職場実習訓練	協力事業所(委託)において、知的障害のある方が一定期間生活指導や技能習得訓練等を受けることにより、社会生活や就職に必要な能力と就職に必要な素地を身につけ、雇用の促進と職場における定着性を高める。	<ul style="list-style-type: none"> 登録事業所数：39事業所 訓練実施事業所：0事業所 訓練実施者：0人 	<ul style="list-style-type: none"> 登録事業所数：39事業所 訓練実施事業所：0事業所 訓練実施者：0人 	登録事業所数、訓練実施者ともに0で前年度と変化はない。企業側の本事業への理解は定着しているといえるが、利用者はいない状態である。	知的障害者福祉法に根拠規定はあるものの精神障害者社会適応訓練同様、本事業とは別に就労支援や職業訓練の体制整備が図られていることもあり、本事業の必要性は薄れつつある。今後は、他都市の動向を注視しつつ、当該訓練制度の在り方について検討していく必要がある。
	135	障害者総合支援センター	◎		中途視覚障害者就労支援促進	中途視覚障害者支援センターにおいて中途視覚障害者に対して歩行訓練、パソコン訓練等の就労支援を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 利用者実人員：19人 訓練延回数：213回 進路状況：就職2人、就労継続9人、他機関利用4人、求職中3人、休職中1人 	<ul style="list-style-type: none"> (整理番号20の再掲) ○職業リハビリテーション 利用者実人員：12人 訓練延回数：241回 進路状況：就職4人、就労継続3人、他機関利用3人、求職中1人、休職中1人 	職業リハビリテーションによって、就労継続や新たに就職する等の一定の成果がみられている。	既存の就労支援機関と連携協働の強化を図ると共に、民間事業者に対する普及啓発を行うことにより雇用の継続と新たな確保が必要である。

方針	整理番号	H28担当課	重点プロジェクト(○)	モニタリング対象事業(★)	事業名	事業概要	平成26年度実績	平成27年度実績	平成27年度実績に対する評価	課題と今後の方向性	
	(3) スポーツ・文化・芸術活動への支援										
	① スポーツ・レクリエーション活動の促進										
	136	障害企画課		★	多様に選択できるスポーツ活動の参加機会の拡大	障害のある方のスポーツの振興を目的に、スポーツ教室、大会を開催すると共に、大会派遣への支援等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ教室 20種目, 22回開催, 参加者数:1,145人 ・スポーツ大会 10種目, 11大会開催, 参加者数:1,497人 ・全国障害者スポーツ大会 派遣者数61人 ・その他大会 7大会開催, 6種目, 派遣者数96人 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ教室 20種目, 22回開催, 参加者数:1,093人 ・スポーツ大会 10種目, 11大会開催, 参加者数:1,127人 ・全国障害者スポーツ大会 派遣者数74人 ・その他大会 派遣者数130人 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ教室への参加により、障害のある方がスポーツの楽しさを実感し、体力の維持・増進を図る動きが広がってきている。 ・スポーツ大会の開催についても、互いに競い合う喜びを実感しながら、障害のない人にとっても障害に対する理解を深める交流する機会となっている。 	障害のある方だけでなく、多くの方々が障害に対する理解を深め、心のバリアフリーを具現化していくとともに、各事業内容に一層の工夫をして行く。	
	137	障害企画課			各種レクリエーション活動の推進	障害のある方の社会参加促進や相互交流を図るため、各種レクリエーション教室を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> レクリエーション教室開催事業 ・身体 開催回数:2回, 参加者数:263人 ・知的 開催回数:67回, 参加者数:1,299人 ・精神 開催回数:4回, 参加者数:295人 ・3障害 開催回数:3回, 参加者数:103人 	<ul style="list-style-type: none"> レクリエーション教室開催事業 ・身体 開催回数:3回, 参加者数:254人 ・知的 開催回数:67回, 参加者数:1,307人 ・精神 開催回数:4回, 参加者数:134人 ・3障害 開催回数:3回, 参加者数:129人 	レクリエーション教室を開催し、スポーツや芸術など様々な活動の機会を提供することで障害のある方の社会参加を推進するとともに、活動を通して当事者同士の相互交流の促進を図った。	今後も、参加者のニーズを踏まえたレクリエーション教室を開催できるよう、プログラムや内容等を検討していく。	
	138	障害企画課			障害のある方の生活訓練	身体障害のある方の健康管理や社会生活に役立つ知識・能力の習得を目的に、各種研修等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 生活訓練等事業 (合計利用者数 390人) ・視覚障害のある方の社会生活教室 8回開催, 延べ参加者:81人 ・中途失聴・難聴の方の生活訓練 6回開催, 延べ参加者:42人 ・聴覚障害のある方の社会生活教室 8回開催, 延べ参加者:149人 ・障害者健康指導教室 16回開催, 延べ参加者:118人 	<ul style="list-style-type: none"> 生活訓練等事業 (合計利用者数540人) ・視覚障害のある方の社会生活教室 8回開催, 延べ参加者:74人 ・中途失聴・難聴の方の生活訓練 6回開催, 延べ参加者:66人 ・聴覚障害のある方の社会生活教室 8回開催, 延べ参加者:200人 ・障害者健康指導教室 16回開催, 延べ参加者:200人 	それぞれの障害に応じ、日常生活において必要な知識や諸能力についての訓練指導を行うことにより、障害のある方の日常生活能力の向上を図るとともに、生活文化の向上に寄与した。また運動や健康管理についての講座を開催することで、障害のある方の健康に対する意識の向上にも貢献した。	今後も、障害者が生活していく上で活動の幅をより広げられるよう、講座の内容やカリキュラムを検討し、参加者のニーズに沿った、効果的な講座を実施していく。	
	139	障害企画課			仙台市スポーツ施設使用料減免	障害のある方がスポーツ施設を利用する際の使用料を減免し、スポーツ、レクリエーション活動の機会を拡大する。	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方などを対象に、市営スポーツ施設の使用料の半額または全額減免を行った。 ・減免利用延人数:87,986人 団体利用数:558団体(28,435人) 個人利用者数:59,551人 	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方などを対象に、市営スポーツ施設の使用料の半額または全額減免を行った。 ・減免利用延人数:98,581人 団体利用数:767団体(29,899人) 個人利用者数:68,682人 	スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡大、および障害のある方の生活・活動の拡充につながった。	利用者の増加を図るため、更なる事業周知を検討していく。	
	② 文化・芸術活動の促進										
	140	障害企画課			文化・芸術活動の振興	障害のある方の文化・芸術活動の振興を目的に「仙台市障害者による書道・写真・絵画コンテスト」の開催や障害のある方の芸術作品等の紹介や相互の交流を図る紙上交流誌「わか」の発行等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 障害者による書道・写真・絵画コンテストを開催し、入賞作品については全国コンテストに推薦するほか、「ウエルフェアアート展」として市内障害者福祉センター等に展示した。 ・障害者による書道・写真・絵画コンテストの実施 ・ウエルフェアアート展 障害者週間の間、市内障害者福祉センター等で入賞作品の展示した。 ・紙上交流誌「わか」の発行を行った。発行回数:3回 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者による書道・写真・絵画コンテストの実施 応募作品数:書道の部 85点, 写真の部 27点, 絵画の部 52点 ・写真, 書道, 絵画教室等:参加者112人 上記コンテストへの応募を目標とした教室の実施 ・ウエルフェアアート展 障害者週間の間、市内障害者福祉センター等で入賞作品の展示した。 ・紙上交流誌「わか」の発行を行った。発行回数:1回 	障害のある方の文化・芸術活動の機会や作品発表の場を設けることで、障害のある方の社会参加の促進や創作意欲の増大に寄与するとともに、一般の方々への障害者福祉への理解促進に貢献した。	今後は、事業についての一層の周知を図るとともに、障害のある方の文化芸術活動の意欲を高めるような芸術・文化活動に係る教室などの開催を検討していく。	
	141	障害企画課		★	障害のある方の国際交流	障害のある方が海外の障害のある方と交流・親睦を深めることを目的に行われる事業について、補助金を交付する。(仙台市障害者国際交流事業補助金)	<ul style="list-style-type: none"> 台南市体育総会身心障害運動委員会を訪問し、現地の福祉施策や福祉のまちづくりについての視察研修を実施。 ・台湾台南市へ17人を派遣 (平成26年5月1日～4日) 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人仙台障害者福祉協会の以下の国際交流事業(1件)に対し補助金を支出した。 ・社団法人光州障がい総連合会7名が来仙し、仙台市内の障害者支援施設や復興状況等の視察研修、仙台市役所の訪問等を実施(平成27年5月15日～18日) 	視察研修や交流会等を通じ、国際姉妹都市でもある両市の障害者福祉のあり方や障害者施策について情報交換し、一層理解を深めることができた。	今後も、より多くの障害のある方に海外の障害者施策を見聞し、海外の障害者等と交流し国際親善を深め、国際的な視野から本市の障害者福祉等の発展に寄与するよう、事業を管理・実施していく。	
	142	障害企画課		★	各種障害者団体助成	障害児者の芸術・文化活動振興及び市民の障害福祉への理解啓発の促進のため、障害者福祉団体が行うイベント等の開催経費を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> 各種障害福祉団体助成事業 ・交付団体:4団体 	<ul style="list-style-type: none"> 各種障害福祉団体助成事業 ・交付団体:3団体 	障害児(者)が芸術・文化活動により発表を行うことで、社会参加の推進につながる事が出来た。また、障害の有無に関わらず多くの市民が参加しており、団体助成を通して、障害に対する市民理解の促進を図ることができた。	より多くの障害者団体による芸術・文化活動振興や障害理解促進イベント等が開催されるよう、効果的な事業展開について検討を進めていくとともに、助成金によらない団体の自立支援のあり方について検討していく。	

方針	整理番号	H28担当課	重点プロジェクト(○)	モニタリング対象事業(★)	事業名	事業概要	平成26年度実績	平成27年度実績	平成27年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
(4) 障害者自身による主体的な社会的活動支援										
① 当事者活動の推進										
	143	障害者支援課			セルフヘルプグループ(障害のある方の自助グループ)の支援	セルフヘルプグループの立ち上げや運営に関する相談等、グループの育成への支援を実施する。	セルフヘルプ育成支援(通年) ・当事者活動団体:4団体	セルフヘルプ育成支援(通年) ・当事者活動団体:4団体	ピアカウンセリング集いの場などで交流した当事者が疾患特有の悩みを共有する場を求め、派生して疾患別の当事者団体を立ち上げている。それらの団体に対し、セルフヘルプ育成支援により運営面、資金面、広報活動等のサポートを行ったことで、活動の継続や発展に寄与できた。	社会の中で当事者が活動を続けることは、精神障害に対する誤解や偏見を取り除く活動としての役割を持つことから、今後はスピーカーズビューロー活動(精神障害当事者による講演活動)との役割分担や技術交流などを積極的に行っていく。
	144	障害者支援課			ピアカウンセリング事業(精神障害のある方向士のカウンセリング)	精神障害のある方が自身の問題解決能力を高め、社会参加と自立を促進するために、ピアカウンセリングを学び実践する機会を提供する。また、当事者活動のリーダーの育成を図る。	・ピアカウンセリング集いの場 年3回開催、参加延人数:24人 ・ピアトークショー 年1回開催、聴講者数:43人 シンポジウム「ピアスタッフの可能性や魅力を語る」	・ピアカウンセリング集いの場 年3回開催、参加延人数:39人 ・ピアトークショー 年1回開催、聴講者数:30人 シンポジウム「みんなで考えるピア活動の今」	・精神障害者同士の相互理解と相互連帯を推進するだけでなく、精神疾患の体験を通して支援者となる「ピアスタッフ」(ほかに、ピアカウンセラー、ピア相談員、ピアサポーターなどと呼ばれる)に関心が集まっている。 ・ピアサポーターは社会的入院の解消に向けた取組みにおいては重要な役割を担うと言われており、全国的な関心を集めているが、本市においても同様であることが確かめられた。	ピアサポーターの育成や雇用に関する事業(ピア相談員(ピアサポーター)雇用促進事業)との効果的な連携について検討する。
	145	障害企画課			本人活動の支援	知的障害のある方の社会参加と自己実現を図るため、自ら話し合い、計画したボランティア活動や交流会等活動を支援する。	本人活動支援事業 ・16回実施、延べ参加者数:437人、登録者数:48人	本人活動支援事業 ・16回実施、延べ参加者数:349人、登録者数:47人	参加者自身が活動の企画段階から実施進行に至るまで携わり、支援者ではなく当事者委員を中心とした企画、運営を行うことで、当事者の活動意欲の向上を図り、社会参加の促進に寄与した。	引き続き、知的障害のある参加者同士が相互理解を図りながら社会参加と自己実現できるよう、本人主体の活動運営を支援していく。
② 社会的活動への参加促進										
	146	障害企画課			障害者ボランティア活動の支援	精神障害のある方の社会参加と自己実現を図るため、精神障害のある方の社会復帰に関する活動についての情報提供及び障害のある方等に対するボランティア活動を支援する。	精神保健福祉に関する知識の普及啓発を目的に、市民を対象とした、精神保健福祉講演会等を開催し、市民ひとりひとりの精神的健康の保持増進を図るとともに精神障害者に対する偏見の是正に努めている。	・精神保健福祉に従事する職員を対象に、精神障害のある方の援助技術の向上や業務に係る知識、情報の習得を目的としたスキルアップ研修を実施した。 ・日頃支援を受けることが多いと考えられる当事者や家族のボランティア活動への参加支援を実施した。	・支援の現場で課題となっている問題に即した研修を企画・実施し、施設職員の知識、技術の向上に貢献した。 ・当事者がボランティア活動等を通して、地域に貢献する機会を作ることで、自己肯定感を高めるとともに、地域の一員として生活しているという意識の向上を図った。	引き続き、社会情勢の変化に即し、施設職員の実践の場面で必要とされる知識や技術が学べる研修を実施していく。 また、事業の参加者を増やしていけるよう、より効果的な募集方法等を検討していく。
	147	障害企画課			審議会等への障害のある方の参画推進	障害者施策推進協議会、障害者自立支援協議会、精神保健福祉審議会等の委員として障害のある方を委嘱し、市政への参画を推進する。	障害のある方の委員数20人 ・障害者施策推進協議会 12委員/32委員 ・障害者自立支援協議会 4委員/15委員 ・精神保健福祉審議会 4委員/20委員	障害のある方の委員数19人 ・障害者施策推進協議会 12委員/32委員 ・障害者自立支援協議会 4委員/17委員 ・精神保健福祉審議会 3委員/20委員	条例の策定過程等で、障害のある方が委員として参加したことで、当事者の視点が審議会の議論に反映された。	引き続き、審議会等への障害のある方の参画を推進するとともに、障害特性を踏まえた審議会の運営方法を工夫し、より多様な障害種別の当事者委員の委嘱が可能となるよう検討していく。
	148	保護自立支援課			精神障害のある方の社会参加に関する個別支援プログラムの実施	生活保護を受給している在宅の精神障害のある方のうち、福祉事務所が選定した方について、生活の支援や社会参加に向けた支援を計画的に行う。	プログラムの枠組みにとらわれず、通常のケースワークにおいて個々の課題に応じた援助方針を樹立し、個別支援を実施した。	プログラムの枠組みにとらわれず、通常のケースワークにおいて個々の課題に応じた援助方針を樹立し、個別支援を実施した。	本プログラム策定の趣旨や目的に沿った個別支援は、各区保護課において十分に取組みられている。	精神障害のある方が安心して生活することができ、社会参加が進むよう、地域の社会資源を活用しながら、関係機関と連携して支援していく。
5 サービスの充実と質の向上										
(1) サービスを選択できる環境の整備										
① 障害福祉サービス提供体制の整備										
	149	障害者支援課			自立支援法に基づく介護給付・訓練等給付事業(第4期障害福祉計画)	自宅等で受けられる訪問系サービス、障害福祉サービス事業所等へ通所する日中活動系サービス、グループホーム等の居住系サービスの安定的な提供を推進する。	第3期仙台市障害福祉計画 平成26年度実績参照。	第4期仙台市障害福祉計画 平成27年度実績参照。	新規事業所の指定等により、障害のある方が利用できるサービスの供給量は全体的に増加した。	サービス間で供給量に不均衡があるため、周知広報等を通じ、より利用者のニーズに沿ったサービス供給を図る。 一方で、供給されるサービスの質の向上も必要であり、適切な事業者指導等を通じて全体的な底上げを図る。
	150	障害者支援課		★	重度重複障害者等受入運営費の補助	重度重複障害のある方等を受け入れている知的障害者通所施設に、支援員配置のための補助金を交付する。(重度重複障害者1名につき月39千円の補助を実施。(人員配置体制加算I型を算定する場合は、20千円))	・市内・市外44施設、530人 ・補助額42,884千円	・市内・市外46施設、548人 ・補助額231,803千円	重い障害のある方を受け入れ、手厚い支援体制を取っている事業所に対して補助金を交付することで、重い障害のある方の日中活動の場を提供することができた。	対象者の増加により予算増大は避けられない状況である。持続可能な制度とするため、国の制度設計や報酬改訂状況などを勘案しながら、対象事業の絞込みや補助基準額の細分化等、制度の見直しを検討していく。
	151	障害者総合支援センター			身体障害者(児)補装具費の支給	補装具の処方や適合判定を実施し、障害の状況に合った適正な補装具を支給する。	補装具判定件数:982件(案件数) ・視覚:1件 ・聴覚:270件 ・肢体不自由:707件 ・難病(身体障害者手帳なし):4件	補装具判定件数:1,008件(案件数) ・視覚:1件 ・聴覚:267件 ・肢体不自由:737件 ・難病(身体障害者手帳なし):3件	身体機能を補完または代替するために必要な補装具費を適正に支給することができた。	引き続き、適正な補装具の判定を実施する。
	152	障害者支援課			障害者小規模地域活動センター運営費の補助	障害のある方が通所し、創作活動や生産活動を通して、作業指導や生活指導、さらには社会参加訓練等の地域的な支援を行う施設に対して、運営費を補助する。	仙台市障害者小規模地域活動センター運営費補助金 ○心身 ・5事業所に対し、42,884千円 ・補助額42,884千円に対し、執行率100.0% ○精神 ・15事業所に対し、206,467千円 ・補助額209,582千円に対し、執行率98.5%	仙台市障害者小規模地域活動センター運営費補助金 ○心身 ・5事業所 42,703千円 ・補助額 42,735千円 執行率99.9% ○精神 ・14事業所 188,061千円 ・補助額 191,177千円 執行率98.4%	知的・身体障害者施設、精神障害者施設、計19施設に対して補助金を交付し、生産活動や社会参加訓練等を通して、障害のある方の日中活動のサポートに役立った。	給付費事業への移行が可能な施設については、事業の充実を図る観点から、積極的に移行を促しているが、収支的に事業継続が困難になると思われる施設が多い。今後も利用者確保の方策などを共に検討しながら、移行に向けた取り組みを継続する。

仙台市障害者保健福祉計画 掲載事業 実施状況

資料2

方針	整理番号	H28担当課	重点プロジェクト	モニタリング対象事業(★)	事業名	事業概要	平成26年度実績	平成27年度実績	平成27年度実績に対する評価	課題と今後の方向性
	153	障害者支援課		★	障害福祉サービス事業所の整備	障害者とその家族が安心して地域生活を送ることができるよう、生活介護等のサービスを提供する施設を整備する社会福祉法人に対し、補助を行う。	若林区において整備を進めていた障害福祉サービス事業所「フォレスターナ若林」(生活介護)が平成27年3月に竣工した。	宮城野区での障害福祉サービス事業所(生活介護)の整備として、事業選定をした。平成28年度末に事業完了予定。	重い障害のある方の日中活動の場を拡充し、特別支援学校の卒業生の受け入れ先の確保に向け、宮城野区での生活介護事業所の整備としての事業選定をすることができた。	民間の施設整備状況を調査し、隔年で1箇所ずつ各区に事業誘導による生活介護事業所の施設整備を計画どおり進めている。提供する市有地の確保が難しい状況ではあるが、引き続き重い障害のある方の日中活動の場を拡充する必要があるため、今後も計画的な整備に努める。
	154	北部発達相談支援センター	◎		要医療的ケア障害者対応型グループホーム運営費補助	医療的ケアが必要な障害者が、住み慣れた地域で生活していくことができるようグループホームの運営費を補助する。	H26.10～事業開始 医療的ケアを必要とする重症心身障害者1名についてグループホームでの生活が確保された。 補助額 2,905,400円 内訳:看護師配置費 2,235,400円、研修費 40,000円、移行支援費 630,000円	H26.10～事業開始2年目。医療的ケアを必要とする重症心身障害者1名についてグループホームでの生活が確保された。 ○決定額 6,170,000円 内訳 看護師配置費 6,120,000円 研修費 50,000円 ○確定額 6,140,000円 内訳 看護師配置費 6,120,000円 研修費 20,000円 戻入額 30,000円	医療的ケアを必要とする重症心身障害者対応のグループホームを1か所整備することで重度障害者の地域生活の拡がりを推進していくためのきっかけとなった。	・平成26年度27年度実績からこれまでの取り組みをまとめ、看護師配置にかかる費用の妥当性、重症心身障害者入居率、研修実費分の補助等検証し、事業化に向けて要綱改正をすすめていく。 ・第4期障害福祉計画内に1年に1か所程度対象施設を増やして行けるよう取り組む。
② 地域生活を支える各種サービスの提供										
	155	障害者支援課			地域生活支援事業等各種事業(第4期障害福祉計画)	相談支援や円滑な外出のための移動支援をはじめ、一人ひとりに合った多様なサービスの提供を推進する。	第3期仙台市障害福祉計画平成26年度実績参照。	第4期仙台市障害福祉計画平成27年度実績参照。	移動支援の利用者数は着実に増加している。	移動支援では、外出に支援を要する方が社会参加等を積極的にできるよう、今後も制度の周知に努める。
	156	障害者支援課			障害のある方への配食サービス事業	食事を用意することが困難な在宅のひとり暮らしの障害のある方に、最大1日1回、昼食又は夕食を定期的に届ける。	利用者数:133人(平成26年度末時点)	利用者数:120人(平成27年度末時点)	食事を用意することが困難な障害者の栄養状態を向上させ、地域において自立した生活を維持することに資することができた。	事業の周知広報を通じたサービスの利用促進に努める。
	157	障害者支援課			障害者福祉センター運営管理	障害者福祉センターにおいて自立訓練や生活介護事業を多機能型で運営するとともに、講習会、会報発行、貸館等を実施する。また、災害時には福祉避難所の開設運営を担うことから、福祉避難所の体制づくり、定期的に避難訓練を行なう。さらに、障害者福祉の地域拠点機能を担う。	・自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業、生活介護事業の実施 ・貸館事業、各種講習会・イベントの開催 ・福祉避難所の体制づくり	・自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業、生活介護事業の実施 ・貸館事業、各種講習会・イベントの開催 ・福祉避難所の体制づくり	自立訓練や生活介護事業といった障害福祉サービスの提供のみならず、キャップハンディ体験やおまつり等、各種講習会やイベントの開催を通じて、障害者福祉の普及啓発にも取り組むなど、地域の障害者福祉の拠点施設としての役割を果たした。	より快適なサービス利用を目指し、接遇面の更なる向上やわかりやすい情報提供に取り組むとともに、必要に応じて地域に出向いての講習会を開催する。また、福祉避難所の体制づくりに向け、地域とのつながりをより強化する取組を推進する。
	158	障害企画課			高額障害福祉サービス等給付金の給付	障害福祉サービス、補装具、介護保険、児童福祉法に基づく給付の自己負担額が基準額を超える場合に当該額を償還する。	・件数:976件 ・支給額:3,491千円	・件数:1,078件 ・支給額:4,020千円	各制度を併せて利用している障害者や、複数の利用者がいる世帯等について、経済的負担が軽減されることにより、必要なサービスを活用した支援が実現できている。	支給については該当者からの申請によるため、引き続き対象者の把握および申請勧奨による案内を行う。また、平成30年の法改正に向けて改正内容詳細の確認及びその内容の申請勧奨事務への反映等の準備を進める。
	159	環境局廃棄物管理課			一般廃棄物処理手数料の減免(ストマ装具・紙おむつ等支給者への家庭ごみ指定袋の配付)	在宅重度障害者(児)日常生活用具給付事業においてストマ装具・紙おむつ等を支給されている方に減免相当分として家庭ごみ指定袋(中サイズ)50枚を配付する。	・在宅重度障害者(児)日常生活用具給付事業においてストマ装具または紙おむつ等の支給を受ける方(18歳未満の方についてはその保護者)を対象としている。 ・申請に基づき1,432人の方に家庭ごみ指定袋を配付した。	・在宅重度障害者(児)日常生活用具給付事業においてストマ装具または紙おむつ等の支給を受ける方(18歳未満の方についてはその保護者)を対象としている。 ・申請に基づき1,431人の方に家庭ごみ指定袋を配付した。	申請後概ね1ヶ月程度で発送できており、ごみ袋有料化に伴う費用負担を軽減することに貢献できた。	各関係部署と協力しながら制度の周知を行うとともに、支給率の向上に努める。
③ サービスの質の維持向上を図る指導										
	160	障害者支援課			苦情解決体制や第三者評価事業体制の周知	施設等において障害のある方に対する権利侵害がおきかないよう、福祉サービスの苦情解決体制や第三者評価事業体制の周知を行う。	全ての事業所に苦情解決体制の運営状況について照会をすることにより、苦情解決体制の制度周知と運営状況の確認とを行うとともに、実地検査の際には、制度の運用状況についての確認を行った。	全ての事業所に苦情解決体制の運営状況について照会をすることにより、苦情解決体制の制度周知と運営状況の確認とを行うとともに、実地検査の際には、制度の運用状況についての確認を行った。	事業所に対する実地指導においても、苦情の受付及び解決に取り組む状況が確認できたことから、サービスの質の維持向上につなげることができた。	今後も集団指導、実地指導などの場において、事業所に対して苦情解決体制や第三者評価事業体制の周知徹底に努めていく。
	161	障害者支援課			指導監査の推進	本市が実施する施設監査等を通して利用者の処遇向上を図る。	○実地指導・監査 ・障害者支援施設:7箇所 ・児童発達支援センター・医療型障害児入所施設:3箇所 ・地域活動支援センター・地域活動推進センター・福祉ホーム:15箇所 ・障害者相談支援事業所:35箇所 ・障害福祉サービス事業所:110箇所 ○集団指導 ・平成27年3月12日開催:219事業所	○実地指導・監査 ・障害者支援施設:7箇所 ・児童発達支援センター・医療型障害児入所施設:4箇所 ・地域活動支援センター・地域活動推進センター・福祉ホーム:8箇所 ・障害者相談支援事業所:33箇所 ・障害福祉サービス事業所:88箇所 ○集団指導 ・平成28年2月22日開催:233事業所	人員、設備、運営及び報酬請求の基準に基づき指導・監査を行い、障害福祉施設の適切な事業運営に向けた改善を促すことができた。	障害福祉サービスの質の確保・向上及び自立支援給付の適正化を図るため、引き続き実地検査を中心とした指導・監査に努めていく。

方針	整理番号	H28担当課	重点プロジェクト(○)	モニタリング対象事業(★)	事業名	事業概要	平成26年度実績	平成27年度実績	平成27年度実績に対する評価	課題と今後の方向性	
	(2) 人材の育成・確保										
	① 障害福祉に従事する人材育成・研修の充実										
	162	障害企画課、障害者支援課、障害者総合支援センター、北部・南部発達相談支援センター、精神保健福祉総合センター			各種研修等の実施	4つの専門相談機関や相談支援事業所、就労支援センター等関係機関との連携による研修や調査、研究を実施する。	1) 障害保健福祉新任職員研修会 2回開催, 計69人参加 2) 障害福祉サービス事業所向けBCP研修 1回開催, 123人参加 (再掲 整理番号112) 3) 「福祉的就労ステップアップ事業」による研修会 4回開催, 46人参加 (再掲 整理番号123) 4) 障害者ケアマネジメント従事者養成研修 5回開催, 137人参加 (再掲 整理番号27) 5) 高次脳機能障害支援者研修 2回開催, 計110人参加 (再掲 整理番号59) 6) 呼吸リハビリテーション支援者研修会 1回開催, 55人参加 (再掲 整理番号55) 7) 重度障害者コミュニケーション支援事業支援者養成研修 1回開催, 8人参加 (再掲 整理番号56) 8) 福祉用具専門研修会 2回開催, 59人参加 (再掲 整理番号57) 9) アーテル新任研修 2回開催, 計60人参加	1) 障害保健福祉新任職員研修会 2回開催 (再掲 整理番号112) 2) 障害福祉サービス事業所向けBCP研修 1回開催, 80人参加 (再掲 整理番号119) 3) 「福祉的就労ステップアップ事業」による研修会 4回開催, 51人参加 (再掲 整理番号130) 4) 障害者ケアマネジメント従事者養成研修 4回開催, 153人参加 (再掲 整理番号27) 5) 高次脳機能障害支援者研修 2回開催, 計110人参加 (再掲 整理番号59) 6) 呼吸リハビリテーション支援者研修会 1回開催, 55人参加 (再掲 整理番号55) 7) 重度障害者コミュニケーション支援事業支援者養成研修 1回開催, 36人参加 (再掲 整理番号56) 8) 福祉用具専門研修会 3回開催, 93人参加 (再掲 整理番号57) 9) アーテル新任研修 2回開催, 計76人参加 10) アーテル療育セミナー 1回開催, 計207人参加 11) アーテル発達障害特別講座 1回開催, 計33人参加 12) 成人施設中堅者研修 4回開催, 計100人参加 13) 行動障害研修 5回開催, 計191人参加 (第二自閉症児者相談センターなないろとの共催) 14) 共催セミナー 1回開催, 43人参加 (学びの連携推進室との共催) 15) 精神保健福祉初任者研修 1回開催, 85人参加 16) 精神保健福祉実践講座 1回開催, 50人参加 17) アルコール問題研修講座 1回開催, 66人参加 18) 自殺予防研修(ゲートキーパー研修) 2回開催, 147人参加 19) 思春期問題研修講座 1回開催, 76人参加	【障害企画課・障害者支援課】 1)について、新たに障害保健福祉に携わることになった職員や相談支援専門員等を対象に、障害保健福祉の概要や障害関係各課公所の業務等について研修し、適切な業務を進める上で必要となる基礎知識の習得に寄与した。 また、2)、3)については、参加者の知識の向上に寄与することができた。 【障害者総合支援センター】 4)について、リーダー研修修了者を対象としたフォローアップ研修を新たに実施し、支援者の経験に応じた段階的な成長を目指した研修体系をつくることができた。 5)～8)については、各研修は参加者の満足度が高く、地域リハビリテーションに関わっている支援者の問題意識に応える内容で実施することができた。 【北部・南部発達相談支援センター】 9)、10)、12)、13)、14)については、継続的に実施している研修であり、関係機関の認知度もあることから概ね例年通りの参加人数であった。基礎的な内容については新任を対象としており、毎年開催する必要がある。11)の内容については初年度であり、今後も継続して必要性等確認していく。他機関に講師を依頼したり、企画段階から参入していただくことでつながりが強固になり、ネットワーク構築やチームアプローチの一助となった。 【精神保健福祉総合センター】 15)～19)について、各研修は参加者の満足度が高く、相談支援等に関わっている支援者の問題意識に応える内容で実施することができた。	【障害企画課・障害者支援課】 複雑化・多様化する障害者支援に適切に対応できる人材等を育成していくため、研修会等の内容の充実を図っていく。 【障害者総合支援センター】 4)について、支援者が自らの目標や計画を意識して研修を受講できるようにするため、長期的な展望を持って体系的に研修が受けられる体制を作っていく。5)～8)について、支援者が経験年数や関心のある領域に合わせて研修を受けることができるよう、研修の体系化を図っていく。 【北部・南部発達相談支援センター】 研修内容について、継続して同じような内容が必要な場合以外は担当者以外の意見を広く入れて検討していく必要がある。 【精神保健福祉総合センター】 障害者のニーズに応じた相談支援ができる支援者の育成を図るため、法や制度の改正等も踏まえながら、研修会の企画・立案を行っていく。	
	② ボランティアなど地域で支える担い手の確保										
	163	社会課			仙台市ボランティアセンターによる各種専門研修等	ボランティアに必要な知識や技術の研修機会を提供し、ボランティアを発掘・育成するとともに、ボランティア要請と派遣のマッチングやアドバイス等の支援を行う。また、キャップハンディ体験(障害者理解)のための教材の貸し出しを行う。	・地域のボランティア育成講座(各区社協毎実施)337人参加 ・キャップハンディ体験学習指導員・講師派遣48回派遣、4,423人参加 ・夏のボランティア体験会426人参加	・地域のボランティア育成講座(各区・支部実施)9講座、延べ257人参加 ・ボランティア相談:7,910件 ・ボランティア情報誌「にこボラ」の発行(1回/月 400部) ・キャップハンディ体験:59回 受講者4,947人	・地域のニーズに基づき、より実践的なボランティア講座を開催したことにより、住民の地域課題への認識が深まった。 ・ボランティア情報の収集、発信を行い、ボランティア活動のきっかけを提供するとともに、活動のマッチングを行った。 ・地域のインストラクターによるキャップハンディ体験や障害をお持ちの方からの講話を通じ、相手の立場に立った思いやりの心を醸成することができた。	・各区、支部のコミュニティソーシャルワーカーや、地域包括支援センターの生活支援コーディネーターとさらなる連携を強め、地域住民と意見交換しながら、地域の福祉課題の把握に努める。また講座修了後も参加者が継続して活動できるよう支援する。 ・ボランティア情報誌のほか、ホームページやEメール等を活用し、ボランティアのニーズに対し迅速に対応できる体制を整える。 ・福祉教育の推進にあたっては、キャップハンディ体験に加え、地域住民と一緒に取り組む福祉教育プログラムの開発に取り組む。	